

経済産業省通商政策局欧州課 御中

令和2年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業
(英国のEU離脱等による現地進出日系
企業への影響調査) 最終報告書

2021年3月

目次

はじめに	2
1. 英国のEU離脱のこれまでの経緯	4
1.1 2016年国民投票から2020年末の通商・協力協定合意までの流れ	
1.2 英EU通商・協力協定概要	
1.3 現地進出日系企業を取り巻く状況	
2. 英EU間の貿易協定及び新型コロナウイルス感染症の流行による英国・欧州進出日系企業等への影響分析に関する調査	11
2.1 物流の混乱による生産・販売等への影響	
2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増	
2.3 免許・登録の失効による生産・販売等への影響	
2.4 サプライチェーン変更による生産・販売等への影響	
2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響	
2.6 越境データ移転への制限による生産・販売等への影響	
2.7 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題	
3. 英国・欧州の経済動向に関する調査	40
3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナ感染症の影響と見通し	
3.2 新たな貿易協定による影響	
まとめ	51
Annex	54

はじめに

はじめに

事業目的（仕様書における記載）

- 英国は、2016年に実施された国民投票の結果を受け、2016年10月に英EU間で移行期間を含む離脱協定案に合意し、2020年1月末に欧州連合（EU）から離脱した。
- 現在（注）、英EU間で新たな貿易協定について交渉が行われているところ、本年末の移行期間終了までに英EU間で貿易協定がまとまらなかった場合には、日本企業の活動に悪影響が生じる可能性があり、また、貿易協定がまとまったとしても合意内容によっては何らかの影響が想定されることから、欧州におけるサプライチェーンや事業への影響について、英国・欧州進出日本企業や欧州の企業等に調査を行う。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う欧州におけるサプライチェーンの見直しや事業への影響についても調査を行う。

注：本事業の公示は2020年9月2日

事業内容及び実施方法

- 本事業では「英EU間の貿易協定及び新型コロナウイルス感染症の流行による英国・欧州進出日系企業等への影響分析に関する調査」を行い、英EU間の新たな貿易協定、新型コロナウイルス感染症の流行により英国・欧州進出日系企業が直面するサプライチェーン上の課題ほかその他の課題と考えられる解決策について、主要な英国・欧州進出日系企業の英国・欧州事業の調査・分析を行った。
- 上記調査では、英国を中心に、自動車部品、機械類、製薬の欧州現地進出日系企業16社に対して、2021年1～3月にかけてヒアリングを行うとともに、英国・欧州企業、EU等政府機関の対応状況、調査機関などの見解についても調査した。ヒアリングに当たっては、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏まえ、全てオンラインで行った。
- また、事業では「英国・欧州の経済動向に関する調査」も実施し、英EU間の新たな貿易協定及び新型コロナウイルス感染症の流行による英国・欧州の経済全般への影響について調査を行った。

1. 英国のEU離脱のこれまでの経緯

1. 英国のEU離脱のこれまでの経緯

1.1 2016年国民投票から2020年末の通商・協力協定合意までの流れ

- 2016年の国民投票の結果を受け、英国はEU離脱に向けて動き出し、2020年1月末に法的にEU離脱を確定させた。その後、新型コロナウイルス感染症による社会混乱やEUとの交渉方針の隔たりによって交渉は難航したが、**移行期間終了直前の2020年12月24日、ついに英EU通商・協力協定（UK-EU Trade and Cooperation Agreement: TCA）が合意された。**
- 英国・EUの交渉において「**公平な競争条件**」、「**漁業**」、「**ガバナンス**」が主要な争点に。「公平な競争条件」、「漁業」では移行期間終了後も現状を維持したいEU側と、EUから主権を取り戻したい英国の間で溝が生じた。

図表 英国のEU離脱に関するこれまでの主要動向

2016年 6月23日	英国における国民投票でEU離脱支持派（51.9%）が残留支持派（48.1%）を上回る
2018年11月	英EU間で離脱条件をまとめた離脱協定案に合意
2019年1～3月	離脱協定案が英議会下院で2度にわたり否決される
6月7日	メイ首相が保守党党首を辞任
7月23日	ジョンソン前外相が保守党党首に選出、英国新首相に就任
12月12日	英議会下院総選挙。保守党が大勝
2020年1月	英国・EUの双方で離脱協定を批准。法的に英国のEU離脱が確定。移行期間は2020年の1月31日～12月31日
3月2日～	英EU間で将来関係交渉を開始。10月2日まで計9ラウンドの交渉を実施
9月11日	日英包括的経済連携協定（CEPA）の大筋合意
10月15日	英EU間の貿易協定の当初交渉期限
10月22日	交渉再開
12月24日	欧州委員会、英国政府の間で通商・協力協定に合意
12月31日	移行期間の終了
2021年1月～	欧州議会の同意を経て、EU理事会で正式決定見込み

図表 英国・EU間の将来協定交渉の終盤で明らかとなった争点

	英国	EU
公平な競争条件	<ul style="list-style-type: none"> 包括的なFTAに慣例的に含まれる内容を超える取決めには合意せず。 	<ul style="list-style-type: none"> 国家補助、競争、国有企業、社会・労働、環境基準、気候変動等の分野で英EU共通の高水準の規制を維持。 紛争解決メカニズムも導入。
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 独立した沿岸国という現実 に即したものに。 毎年、割当、アクセスにつ き交渉。 割当基準の変更。 英国水域にアクセスする EU漁船は英国の規制に 従う。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の条件に基づく。 EU漁船と英国漁船が相 互の水域にアクセス可能に。 双方の合意でのみ調整可 能な安定的な割当分配を 実施。 長期的な管理戦略に基づ き単年・複数年の漁獲可 能量を設定。
ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> 従来のFTA、国際協定に 含まれる内容で分野ごとの ガバナンス枠組み導入。 	<ul style="list-style-type: none"> 経済、治安維持協力の全 ての分野をカバーするガバ ナンス枠組み導入。

1.2 英EU通商・協力協定概要

- 協定は①自由貿易協定（FTA）、②市民の安全確保のための新たなパートナーシップ（犯罪人引渡等の執行協力や情報共有）、③ガバナンスに関する水平的協定、の3本柱で構成される。
- 全品目で関税ゼロ・割当なしが認められており、原産地証明や通関手続きを行うことで無関税・関税割当対象外で輸入できる。

図表 自由貿易協定（FTA）に関する主な合意内容（日系企業に特に関係する箇所を抜粋）

物品貿易	<ul style="list-style-type: none"> • 原産地規則を満たす物品について、全品目で関税ゼロ・割当なしを実現。
	<ul style="list-style-type: none"> • 英EU産業界の要求を反映させた、現代的で適切な原産地規則に合意（例：バッテリーと電気自動車（EV）では、英国産EVが特恵税率の適用を受けられることを確保）。累積ルールは、英EUの二者間で、原材料・生産工程とも可能な完全累積を採用。原産性証明は予見可能かつ低コストの手続きを採用。
	<ul style="list-style-type: none"> • WTOの「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づき、技術規制、適合性評価、平準化、認証、市場査察、表示等を規定。自動車、化学品、医薬品、有機製品、ワインについて、相互協力等を規定。
	<ul style="list-style-type: none"> • 英EUとも完全に独立した衛生植物検疫（SPS）規制を維持し、独立して規制する権利を認めつつ、不当な貿易障壁を生じさせないことを規定。国境検査について、定期的に合同で評価する仕組みを導入。
	<ul style="list-style-type: none"> • 「WTO貿易円滑化協定」と「世界税関機構（WCO）改正京都規約」に基づく規定により、信頼性が確認された貿易事業者（Trusted Trader/AEO）の相互承認などを実現。また、ドーバー港やホーリーヘッド港などロールオン・ロールオフ船が使用する港湾における協力、輸出入申告データの共有可能性の追求などを規定。
サービス貿易・投資	<ul style="list-style-type: none"> • 市場アクセスにおける法人形態や外国資本上限などの制限の排除、内国待遇、拠点設置要件禁止、経営陣・取締役の国籍条件禁止、最恵国待遇、などの規定により、越境サービス貿易と投資を促進。
	<ul style="list-style-type: none"> • 商用短期訪問の滞在可能期間は、概ね日EU・EPAを踏襲（例：英国短期商用旅行者は180日間中に90日EU滞在が可能）。拠点設立目的の商用訪問者には就労許可は義務付けず。企業内転勤者の配偶者・扶養家族帯同を保証。
	<ul style="list-style-type: none"> • 通信サービスに関する規制は現在の自由化水準に固定。サービス提供開始前の事前認可は求めない。国際携帯ローミングの公正で透明性ある料金普及のための協力を推進。
	<ul style="list-style-type: none"> • 金融サービスと投資に関するクロスボーダー取引につき、継続的な市場アクセスを保証。また共通目的へのコミットメントと協力強化に関する共同声明に合意し、それぞれの自立した同等性の枠組みの一体性を再確認。
	<ul style="list-style-type: none"> • 法務サービスは、EUの既存FTAを超える規定を確保。EU加盟国が特定の制限を設けない限り、英国の法律家はEUの顧客に対して、英国の職名を使用して、英国法・国際法に関する助言を行うことが可能。

1.2 英EU通商・協力協定概要

- 在英金融機関のEU各国での金融サービスをこれまで可能にしてきた「**単一パスポート制度**」の権利は、**英EU通商・協力協定に盛り込まれなかった**。移行期間後の各種報道ではシティにおける金融取引の急減や金融機関のEUへの流出が伝えられている。
- 知的財産権の保護については、国際標準を上回る水準の確保を約束。
- **中小企業の貿易参加の機会拡大**を後押しする枠組みを設立、加えて協定に関するオンライン情報の充実をはかっている。

図表 自由貿易協定（FTA）に関する主な合意内容（日系企業に特に関係する箇所を抜粋）

デジタル	<ul style="list-style-type: none"> 最も自由で現代的なデジタル貿易に関する条項を含み、また新興技術を含むデジタルの諸課題に将来協力していくことを確保。EUがFTAでデータ条項に合意するのは初めて。データローカライゼーション禁止も合意。強力なデータ保護を約束。
	<ul style="list-style-type: none"> 電子署名への差別禁止、一部例外を除くデジタルでの契約締結を規定。
	<ul style="list-style-type: none"> オンライン消費者保護の独自政策を実施する余地を残しつつ、企業にソースコード開示や知的財産の移転を求めないことを確認。
	<ul style="list-style-type: none"> WTOにおける近年の議論を踏まえ、オープンガバメント・データに関する条項も規定。
知的財産	<ul style="list-style-type: none"> WTOのTRIPS協定、世界知的所有権機関（WIPO）等の国際協定で定める基準を参照、多くの分野でそれを上回る水準を確保。
	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産権問題に関する協力と情報交換のためのメカニズムを含む。
	<ul style="list-style-type: none"> 地理的表示（GI）については英国とEUが独自に規則を定めることができる。協定には英国とEUが合意した場合に地理的表示に関する見直し条項が含まれている。
中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業に対して貿易協定に関する分かりやすく、アクセスしやすいオンライン情報を提供し、貿易やビジネスを支援することを約束。
	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業の貿易参加の機会拡大とその活動を報告する枠組みを設立。
エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> 英EUそれぞれのエネルギー・気候変動政策を支援・強化する内容に合意。
	<ul style="list-style-type: none"> 2022年4月までに新たな、効率的なエネルギー貿易に関する取り決めで導入することを約束。
	<ul style="list-style-type: none"> ガス貿易について、既存プラットフォームの継続、北海における再エネ協力の拡大に合意。

（出所）ジェトロ「英国のEU離脱後の通商・協力協定交渉の争点と進捗状況」（2021年1月）、GOV.UK “International treaty Summary Explainer Updated 11 March 2021” (<https://www.gov.uk/government/publications/agreements-reached-between-the-united-kingdom-of-great-britain-and-northern-ireland-and-the-european-union/summary-explainer#heading-five--fisheries>) を参照してMURC作成

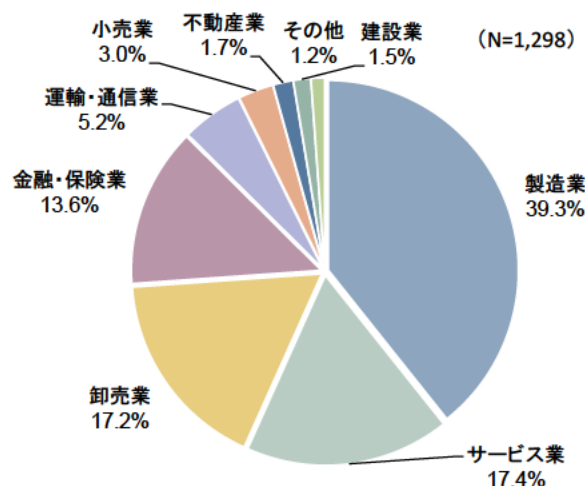
1.3 現地進出日系企業を取り巻く状況

英国における日本企業の進出状況

■ これまで英国は市場規模や優れたビジネス環境を背景に我が国を含む多くのグローバル企業にとって有力な進出先であった。英国のEU離脱の影響から近年進出企業数の減少は見られるが、大手企業等の進出は続いている。

- 2019年3月時点の調査では英国に進出している日本企業は1,298社である。業種別に見ると、「**製造業**」が最も多く**510社（39.3%）**であり、「**サービス業**」が226社（17.4%）、「**卸売業**」が223社（17.2%）と続き、これら3業種のみで全体の959社（73.9%）を占める。
- 年商規模別に見ると、年商100億円以上の企業が進出企業の6割を占める。これらの売上高の大きい企業の進出数は英国のEU離脱が決まった2016年の国民投票以降も増えており、特に大手企業では引き続き英国に進出する傾向が見られる。
- 英国市場の魅力としては、「**英語を使用する点**」、「**多国籍企業が集積している点**」、「**法制度が明確である点**」等が挙げられる。法人税率の低さも英国の特徴であるが（現行19%）、新型コロナウイルス感染症対策の大規模な財政出動を理由に2023年から25%に引き上げが決まっている。そのため、税制面での英国の優位性は薄れると言える。

図表 英国に進出している日本企業の構成（業種別）



図表 英国に進出している日本企業の構成（年商別）

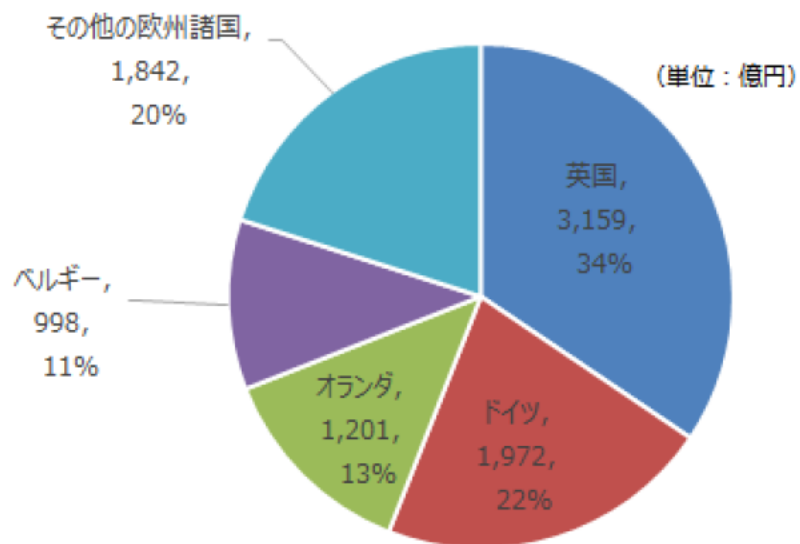
年商規模	2016年6月	2019年3月	企業数の増減
10億円未満	304社（22.0%）	256社（19.7%）	減少 （-48社、-2.3%）
10億円～100億円未満	355社（25.7%）	279社（21.5%）	減少 （-76社、-4.2%）
100億円～1,000億円未満	407社（29.5%）	419社（32.3%）	増加 （+12社、+2.8%）
1,000億円以上	314社（22.8%）	344社（26.5%）	増加 （+30社、+3.5%）
合計	1380社	1298社	減少 （-82社）

1.3 現地進出日系企業を取り巻く状況

欧州における英国の進出先としての位置づけ

- 2019年の日系製造業の欧州諸国に対する直接投資収益額を見ても、**英国が3,159億円で首位に立っている**。先に述べた通り、英国は市場規模や優れたビジネス環境から伝統的に日本企業の進出先として人気が高く、欧州ビジネスの統括拠点として英国に拠点を置く日系製造業は多い。
- しかし、英国がEUから離脱したことで英国拠点を欧州統括拠点と見做す考えは変更が迫られ、さらに欧州医薬品庁（EMA）の移転、法人税率の引き上げ等、日系企業が英国に拠点を置くメリットは薄れつつある。英国が今後も魅力的なビジネス環境であると言うためには、EUから抜けた今だからこそ企業の思い切った取組を支援できる等、将来像を示す必要があるだろう。

図表 日系製造業の直接投資収益額
(対欧州諸国、2019年)



- 日系製造業の欧州諸国における国の直接投資収益額（2019年）を見ると、**英国が最も多い3,159億円（34%）**であり、ドイツが1,972億円（22%）、オランダが1,201億円、ベルギーが998億円（11%）である。これら4か国で製造業に関する対欧州の直接投資収益額の約8割を占める。各国に対する我が国の直接投資収益額は毎年変動は見られるものの、近年の英国はほとんどの年で上位を占める。
- 英国における2019年時の製造業の直接投資収益先の主要内訳を見ると、「**化学・医薬**」が**37%で最も多かった**。次いで「食料品」（33%）、「電気機械器具」（10%）、「輸送機械器具」（7%）が続いた。

1.3 現地進出日系企業を取り巻く状況

ジェットロによる欧州日系企業の活動実態把握を目的としたアンケート調査（2020年9月3日～9月24日）の内容抜粋

- 2020年9月実施のジェットロ・アンケート調査では、在英日系製造業は「英国のEU離脱」（78.7%）と「新型コロナウイルスの感染拡大」（49.2%）を主要な経営上の問題点とし、特に「英国のEU離脱」を最大の経営課題として挙げていた。
※ただし、これは移行期間終了前のEUとのFTA締結の有無が不明だった時点の回答であり、移行期間終了後に実施したヒアリング調査では多くの企業が現在の経営課題を「新型コロナウイルスの感染拡大」と答えていた。
- 英国のEU離脱に伴う移行期間終了後の事業への影響を業種別にみると、「マイナスの影響」は在英日系製造業で50.8%と相対的に最も高い結果となり、在EU日系製造業を32.8ポイント上回った。アンケート調査によると、具体的な「マイナスの影響」としては、在英、在EU日系企業双方から「通関・物流の混乱」「関税コスト」「通関手続きの発生」が共通に指摘されたほか、在英日系企業からは、「欧州人材確保への懸念」などの回答が寄せられた。

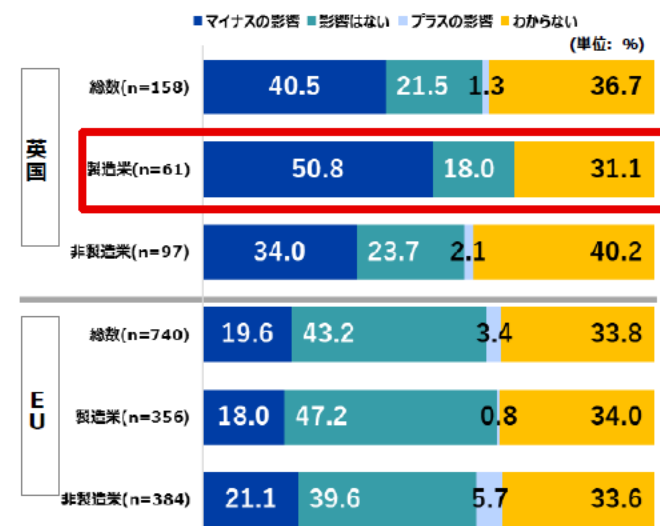
図表 英国における経営上の問題点の推移＜複数回答＞

(単位:%,ポイント)

	2019年調査 (n=180)	2020年調査 (n=152)	前年比 増減	業種別					
				製造業			非製造業		
	2019年 (n=62)	2020年 (n=61)	前年比 増減	2019年 (n=118)	2020年 (n=91)	前年比 増減			
1 英国のEU離脱	76.1	73.7	△ 2.4	87.1	78.7	△ 8.4	70.3	70.3	0.0
2 新型コロナウイルスの感染拡大	-	55.9	-	-	49.2	-	-	60.4	-
3 不安定な為替変動	45.0	34.2	△ 10.8	54.8	41.0	△ 13.8	39.8	29.7	△ 10.1
4 通関	26.7	32.2	5.5	37.1	44.3	7.2	21.2	24.2	3.0
5 労働コストの高さ	31.7	31.6	△ 0.1	29.0	27.9	△ 1.1	33.1	34.1	1.0
6 人材の確保	36.1	30.9	△ 5.2	40.3	32.8	△ 7.5	33.9	29.7	△ 4.2
7 EU一般データ保護規則(GDPR)	35.6	28.3	△ 7.3	27.4	16.4	△ 11.0	39.8	36.3	△ 3.5
8 景気低迷、市場縮小	24.4	27.6	3.2	27.4	21.3	△ 6.1	22.9	31.9	9.0
9 欧州の政治・社会情勢	32.2	21.1	△ 11.1	35.5	21.3	△ 14.2	30.5	20.9	△ 9.6
10 競合企業の製品価格の低下	23.3	20.4	△ 2.9	41.9	32.8	△ 9.1	13.6	12.1	△ 1.5
11 移転価格税制	8.9	17.8	8.9	14.5	19.7	5.2	5.9	16.5	10.6
12 ビザ・労働許可	21.7	17.1	△ 4.6	16.1	8.2	△ 7.9	24.6	23.1	△ 1.5
13 厳格な解雇法制	17.8	16.4	△ 1.4	14.5	14.8	0.3	19.5	17.6	△ 1.9
14 貿易における行政手続きが煩雑・不透明	6.1	15.8	9.7	8.1	24.6	16.5	5.1	9.9	4.8
15 労働力の質	18.9	15.1	△ 3.8	21.0	16.4	△ 4.6	17.8	14.3	△ 3.5

(注) 新型コロナウイルスの感染拡大は2020年調査から、英国のEU離脱は2019年調査から新規追加した選択肢。

図表 移行期間終了後の事業への影響（業種別）

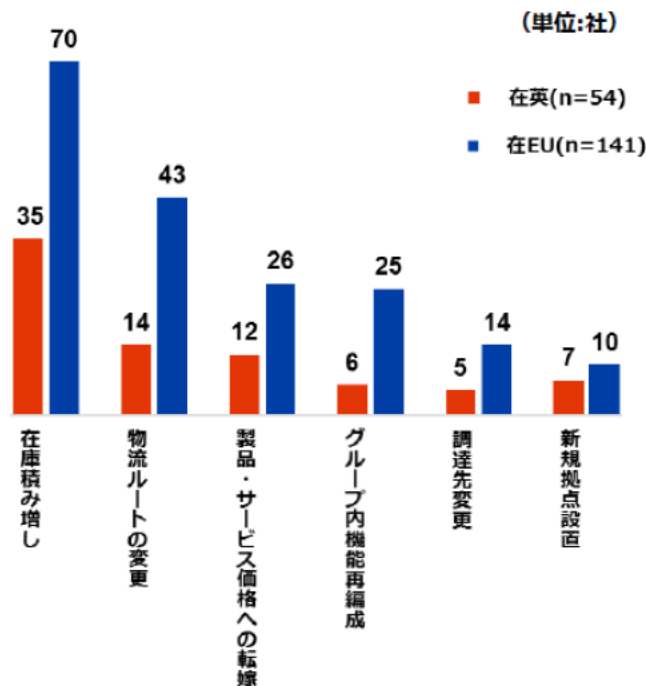


2. 英EU間の貿易協定及び新型コロナウイルス感染症の流行による英国・欧州進出日系企業等への影響分析に関する調査

2.1 物流の混乱による生産・販売等への影響

- 英国のEU離脱によって国境上の通関手続きが復活、それに伴う物流の混乱が発生・見込まれていた。実際、ヒアリングを実施した進出日系企業の多くは物流の混乱を最大のリスクと捉え、在庫の積み増し等の対策を行っていた。
- 移行期間終了後の2021年1・2月の状況について、「混乱は無い」又は「予想よりも深刻ではない」と答えた企業もいたが、他方で港湾で積み荷がストップする等、実際に混乱を経験している企業も複数いた。そのような場合、輸送ルートを変更して対応をする企業もいたが、新型コロナウイルス感染症の影響で代替ルートが使えず、物流の遅れが直撃していると答えた企業もいた。
- 今後は時間の経過により当局側・企業側の対応も落ち着くと思われ、移行期間終了後の3か月～半年程は状況を注視する必要がある。その上で、今後の通関手続きの自社ビジネスへの影響、対応策でどの程度までカバーできるかを検討すべきである。

図表 日系企業による対応策の内訳（ジेटロ・アンケート調査より）



(注1) n数は各国・地域で策定完了・策定中・策定予定と回答した企業数
 (注2) 策定完了・策定中・策定予定を区別せずカウント

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 昨年時点で2020年11～12月末までは通関が混雑すると予想しており、各部門で調整して計画的にマージンを確保したため影響は回避できた。年明けの1、2月も特に影響は受けなかった。ただし、サブベンダーのレベルでは影響が生じている可能性はある。今後、新型コロナウイルス感染症の影響から経済が回復して物流量が戻った後の状況はよく注視すべきだろう（機械類）
- 物流の混乱は一時的なものは見られたが、全体として現在まで大きな問題はなく、予期せぬトラブルも生じていない。ただ、在庫を積み増した際に外部倉庫を利用したため、その分の管理の手間・コストは増加した（自動車部品）
- 医薬品は命に関わることから、物流の停滞が無いよう6か月分の在庫を積み増して、安定供給を第一優先に対応している（製薬）
- 物流は既に混乱が確認されている。当社の場合は日本からの完成品が港湾で滞り、期日に未着という事態が起きた。こうした際は状況次第で航空便で対応することもある。欧州からの部品も遅延している。こちらは従前からの在庫積み増しで対応している。また、昨年後半から世界的にコンテナ不足のトレンドが続いており、それも物流の停滞に影響を及ぼしている。今後の見通しは1～2か月程度で明らかになると思われる（機械類）
- 移行期間後の対応として長期的には積み増し在庫を削減していく方針だが、現在は新型コロナウイルス感染症の影響で物流が止まるトラブルが時折あり、その際にプレグジット対応向けの在庫積み増しが役立っている（自動車部品）

2.1 物流の混乱による生産・販売等への影響

2021年1月以降に導入される国境管理モデルの概要

- EUからグレートブリテンへの輸入について、英国政府は、現在のEU27か国以外の他の国（RoW: Rest of the World）の物品輸入の取り扱いと同様の方法で管理を運用する。当初、2021年1月1日から半年間の緩和措置が見込まれたが、2021年3月11日にこの**緩和措置を最長で2022年2月末まで延長することが発表**された。
- 緩和措置は英国が独自に決定できる輸入時のものであり、EUへの輸出には2021年1月1日から正規手続きが必要となる。

2021年1月～

衣類から電子機器までカバーする非管理規制品目（標準製品）を輸入する事業者は、輸入品の十分な記録を保持するなど最低限の税関要件に備える必要があるが、2021年12月31日まで**税関申告は最長6か月（175日）繰り延べ可能**となる。管理規制品目および物品税の課税対象となる品目（アルコール、たばこ、燃料）は繰り延べ不可。

動物由来製品（POAO）、動物副産物（ABP）、非動物由来高リスク食品（HRFNAO）の輸入時の事前通知と、POAOとABPの衛生証明書はまだ不要。

2021年10月～

POAO・ABPの輸入に事前通知と衛生証明書の提出が必要に。衛生植物検疫（SPS）の書類検査は遠隔で実施。HRFNAOの輸入に事前通知が必要に。

2022年1月～

全物品で、**輸入申告、関税・VATの支払い、電子搬入略式申告が必要に**。POAO、ABP、HRFNAO、高リスク植物の輸入について、英国の国境管理施設（BCP）でSPSの各種検査を実施。低リスク植物、植物製品について、事前通知や植物検疫証明書を含む書類検査が必要に。

2022年3月～

生きた動物、低リスク植物、植物製品について、英国のBCPでSPSの各種検査を実施。

<段階的に導入される輸入管理のコアモデルの概要>

- **税関申告（2021年1月1日適用開始）**
 - 移行期間終了後、輸入者は英国へ税関申告の必要。
 - 2021年1月1日～12月31日の間に行った輸入について、補足申告（SD）をすることで最長6か月（175日間）の繰り延べが可能となる。
- **輸入関税（2021年1月1日適用開始）**
 - 輸入者は、英国の新関税制度「UKグローバル・タリフ」の下で製品に適用される関税を支払う必要。
 - 税関申告を延期する輸入者は、関税支払いを補足申告（SD）提出時まで繰延が認められる。
- **輸入VAT（2021年1月1日適用開始）**
 - EUからの物品輸入にはEU以外の国（RoW）から輸入する場合と同じ率・体系でVATが課税される。
 - VAT登録をした輸入者はVAT繰延会計を使用できる。
- **安全性・セキュリティ申告（2022年1月1日適用開始）**
 - 安全性とセキュリティの水準を維持するためEUから輸入される製品についてこれまでよりも多く情報を収集する。

2.1 物流の混乱による生産・販売等への影響

2021年1月1日以降のEUからグレートブリテンへの輸入手続き

■ 2021年1月1日以降、EU加盟国からグレートブリテンへの物品の輸入では、以下のステップを踏む必要がある。

① 必要条件の確認	現在、EU以外の国から輸入する場合と同様に、EUからの輸入には税関申告の手続きが発生する。税関申告を自ら行うか、通関業者に委託するかを決定する。一部の物品の輸入では衛生証明や安全性基準適合マークが必要となる。
② GB EORI番号の取得	<p>グレートブリテンに製品を輸出入する全ての事業者は事業者登録識別（Economic Operators Registration and Identification: EORI）番号取得しなければならない（サービスの提供のみを行う事業者と、北アイルランド・アイルランド間の物品移動では不要）。英国はEU制度から独立したEORI番号制度を新たに導入するため、EU27か国を含む英国外の国と輸出入取引を行う英国の事業者は、英国が発行するGBで始まるEORI番号の取得が必要となる。EORI番号の登録はオンラインででき、必要な情報は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ VAT番号とその登録日（VAT登録証明書に記載されているもの）／国民保険番号（National Insurance Number）：個人事業者（Sole Trader）もしくは個人の場合のみ／納税者固有番号（UTR: Unique Taxpayer Reference）：有限会社の登記時もしくは個人事業者が歳入関税庁（HMRC）に納税申告（Self Assessment）の登録を行う際に自動的に付与される／事業開始日および産業分類（SIC: Standard Industrial Classification）コード／英国政府ウェブサイト（Government Gateway）のユーザーIDとパスワード
③ 関税・輸入VAT支払い	EUからグレートブリテンへの輸入は、英EU通商・協力協定の原産地規則を満たし、同協定の特恵待遇要求の手続きを行えば、関税はかからない。原産地規則を満たさない、または申告手続きを行わない場合は「UKグローバル・タリフ」に基づく関税が適用される。また、EUからグレートブリテン島へのすべての輸入に対して、輸入VATの支払いが必要になる。2021年1月1日から12月31日まで、EUからのグレートブリテン島に輸入する際の関税と輸入VATは、輸入日から最長6か月間（175日間）繰り延べできる。
④ 税関申告	2021年1月1日より、EUからグレートブリテンへの物品輸入には税関申告が必要になる。2021年12月31日までは、輸入後、最長6か月（175日間）申告を延期することができる（管理規制品目でないもののみ）。申告を延期した場合、輸入日から6か月（175日）以内に通関手続きコードや商品コードなどが含まれた補足申告（SD）を提出する必要がある。
⑤ 認可事業者（AEO）のステータス取得	物品のセキュリティ管理と法令遵守で一定の要件を満たす事業者に対し、税関手続きの緩和・簡素化などの優遇措置を提供する認可事業者（AEO）制度について、英国HMRCはEUとほぼ同じ基準で2021年から有効となる英国AEOの申請を受け付けている。申請には上述のEORI ナンバーが必要となる。英EU通商・協力協定ではAEO制度の相互認証が認められている。

2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

- 英EU通商・協力協定の締結によって、今後の英国とEUの貿易では全品目で関税ゼロ・割当なしの原則が維持された。ただし、企業がこれらの措置を受けるには原産地規則に基づく証明が必要であり、内部での実務的対応が必要となる。

英EU通商・協力協定の原産地規則のポイント

項目	日EU・EPA	日英・EPA	英EU通商・協力協定
原産品	①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③PSRを満たす産品（産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等）のいずれかを満たす産品は原産品となる。	①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③PSRを満たす産品（産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等）のいずれかを満たす産品は原産品となる。	①完全生産品、②原産材料のみから生産される産品、③PSRを満たす産品（産品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等）のいずれかを満たす産品は原産品となる。
拡張累積 （締約国がもう一方の締約国から提供された原材料を自国の原材料と見做す「累積」制度を、各締約国が結ぶFTAで共通する第三国にまで拡張する制度）	<u>採用していない</u> ただし、自動車部品に関しては日本とEUが別途合意した場合は拡張累積を認めている。	<u>採用している</u> 日英二国間の累積に加え、EUの原産材料・生産行為を日英EPA上の原産材料・生産行為とみなすEU拡張累積が採用されている。	<u>採用していない</u> そのため、英国とEU以外の国の部品・材料は非原産品扱いとなる。 工業製品の場合は、（繊維製品などを除き）関税分類変更基準または付加価値基準MaxNOMで協定が定めた要件を満たさないと関税が発生する。
特惠要求手続	<u>自己申告制度を採用</u> （第三者証明制度は採用されていない） - 輸出者、生産者が作成する「原産地に関する申告」 - 輸入者が作成する「輸入者の知識」、のいずれかに基づく。	<u>自己申告制度を採用</u> （第三者証明制度は採用されていない） - 輸出者、生産者が作成する「原産地に関する申告」 - 輸入者が作成する「輸入者の知識」、のいずれかに基づく。	<u>自己申告制度を採用</u> （第三者証明制度は採用されていない） - 輸出者、生産者が作成する「原産地に関する申告」 - 輸入者が作成する「輸入者の知識」、のいずれかに基づく。

2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

英EU間の原産性ルールに伴う課題

- 英EU通商・協力協定の締結によって**多くの企業が引き続き関税ゼロを享受し、影響はほとんど無いと答えた**。他方で、原産地証明書の作成による追加コストが発生し、製品に価格転嫁した企業は無かったものの、今後検討すると答えた企業はいた。
- 英EU通商・協力協定がEU製品の原産性の拡張累積を認めておらず、将来の懸念を示す企業は複数いた。

これから関税発生が想定されるケース

■ 自動車

- 英国・EU以外の非原産の部品・材料（以下、非原産品）の割合が**45%**を超えると原産性が認められず、関税が発生。
- ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHV）、電気自動車（EV）では、2021～23年の間で60%、2024～26年の間で55%、2027年以降で45%（かつPHVとEVは原産蓄電池を使用）まで非原産品を用いても関税は発生しない。

■ 主要工業製品 注：関税分類変更基準CTHは非原産材料について生産によりHSコードで上4桁の変更が行われた場合、CTSHは上6桁の変更が行われた場合を指す。

- 原子炉、ボイラー、機械類およびこれらの部分品（84類）では、関税分類変更基準CTH（一部製品ではCTSH）、又は非原産品の割合が**50%以上**。
- 鉄道用車両、部品、関連機器（86類）では、関税分類変更基準CTH（非原産の鉄道用か軌道用の機関車又は車両の部分品を除く）、又は非原産品の割合が**50%以上**。
- 検査、精密、医療機器（90類）では、関税分類変更基準CTH、又は非原産品の割合が**50%以上**。
- 医療用品（第30類）では、関税分類変更基準CTSH（工程に詳細な注記あり）、又は非原産品の割合が**50%以上**。

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 元々医薬品の関税はゼロだが通関手続きの手間・コストはある（製薬）
- EUからの部品調達が少量のため、それほど大きな影響はない。輸入時のペーパーワークの時間が増えた程度である。製品へのコスト転嫁が必要な程、コスト増加はない（機械類）
- 英EU通商・協力協定の締結で関税は引き続きゼロで済んだが、原産地証明書の作成や通関手続きのために追加コストが発生。短期的には顧客に迷惑をかけないことを大前提に対応してきたが、中長期的にはコスト増加に伴う対応検討の必要性は出てくると考えている（自動車部品）
- 関税賦課の影響は無い。当社の英国拠点が扱う複数製品のうち、ある製品は関税分類上で非課税、別の製品は従来からむしろ税率が下がった（自動車部品）
- 完成車に適用される英EU産部品が55%以上占めなくてはいけない原産性ルールは顧客（OEM）側で対応頂いている（自動車部品）
- 当社の場合製品をEU域内で製造していること、そして英国EU・FTAではEU以外の非原産材料国が50%以下の場合には関税賦課が回避されるため、殆どの製品において関税ゼロで調達できることとなった（機械類）
- 日英・EPAはEU製品の原産性の拡張累積を認めており使い勝手がよいが、英EU通商・協力協定はこれを認めず問題と感じる（自動車部品）
- 移行期間終了後の製品への関税賦課を回避するため、原産材料国が英国とEUで50%を超えるように調達先を一部変更した（アジア→EUもしくは英国の調達を増やすように努力している）（機械類）

2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

英国独自の関税率：UKグローバル・タリフ

- 英国政府は2020年5月19日、移行期間終了後から採用する英国独自の最恵国待遇（MFN）税率「UKグローバル・タリフ」を公表。FTA/EPA締結国、一般特惠関税制度（GSP）を適用する開発途上国を除き、原則全ての国に適用される。
- 英EU通商・協力協定の締結によって、**英EU間の貿易にUKグローバル・タリフが適用されることはなくなった**。しかし、EUが締結していたFTA/EPAの継承が移行期間終了までに間に合わなかった国については継承までUKグローバル・タリフが適用される。

現行関税率	簡素化の内容	例（現行税率→新税率）
<2%	撤廃	1.7% → 0%
≥2% ≤20%	2%刻みで切り捨て	19.2% → 18.0%
≥20% ≤50%	5%刻みで切り捨て	48% → 45%
50% <	10%刻みで切り捨て	68% → 60%

- 約6,000のタリフラインについて、関税コード区分の簡素化、標準化した関税率への切り下げ、関税率2%未満のすべての関税撤廃を実施
- 国内産業保護のため、畜産品、セラミック製品などは関税を維持。自動車も現行（EU関税率）の10%を継続。
- 英国で生産される物品の主な原材料・部品・半製品などの関税を撤廃。
- 英国内で生産していない、または生産量が限られる物品は、関税を撤廃。
- 「グリーン財」や、英国のクリーンな成長や持続可能な経済へのグローバルな移行に貢献する物品の関税の撤廃。

図表 英国が継続協定に署名済みもしくは交渉中の国（EU および日本以外）（2020年3月19日時点）

2021年1月1日発効（批准済み）

エカトル、パル、コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア、パナマ、リ、コートジボワール、モリシャス、セーシェル、ジンバブエ、エジプト、フェロ諸島、ジョージア、イスラエル、コソボ、レバノン、リベリア、パレスチナ自治政府、シンガポール、韓国、ボツワナ、イスラエリ、レト、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、スズ、チンジア、ウクライナ

2021年1月1日より暫定適用（未批准）

アンティグア=バ=ブ=ダ、バルバドス、セントクリストファー=ネ=ビス、ヘ=リス、バルバ、セントルシア、ドミニカ、ドミニカ共和国、グレナダ、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、ガイアナ、カーナ、アイスランド、ルウェー、モルドバ、モロッコ、北マケドニア、フィジー、パプアニューギニア、トルコ、バトナ

経過措置による適用

コロンビア、カメルーン、トリニダード=トバゴ、ケニア、サモア、ソロモン諸島

署名済み（未発効・一部適用）

アルバニア、カタ、ヨルダン、メキシコ

交渉中

アルジェリア、ロシア=ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア

交渉中（相互承認協定を締結済み）

オーストラリア、ニューゼーランド、米国

2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

英EU間の通関手続き復活に伴う課題と対応策

- 多くの企業が通関手続きに伴うコストの発生を認めたものの、**まだ深刻な課題とまでは認識していない企業が多かった。**
- 書類作成業務の追加コスト以外では、VATに関する追加手続きやパートナー企業の書類不備への対応等の課題が挙げられた。

英国での輸入通関に必要な手続き

■ 事前手続き

- GB EORI番号の取得
- 輸入ライセンス・衛生証明の取得が必要か確認
- VAT登録（課税対象の売上高が今後30日間で85,000ポンドを超えると予想又は過去12か月間の課税対象の売上高が85,000ポンドを超えた場合）

■ 必要書類の作成・申告（原則オンライン）

- 通関申告書
- インボイス
- 船荷証券（B/L）または航空貨物証書
- 原産地証明 等

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

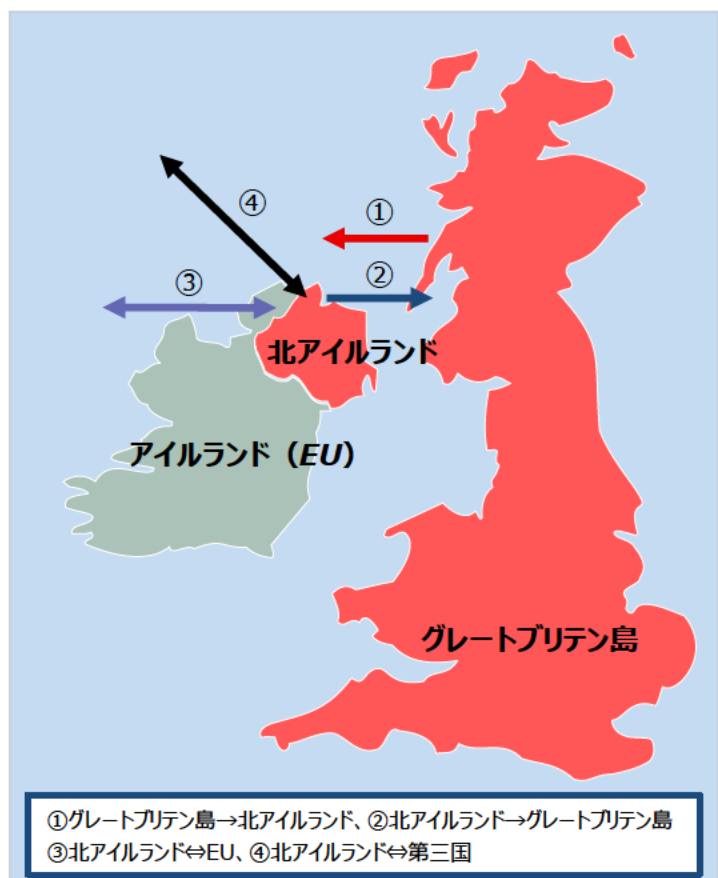
- EUに拠点を持つ企業が取得できるフランスのVAT番号を活用していたが、英国がEU外になったため失効し、ブレグジット後は、欧州外の国が取得できるVAT番号を取得する必要があった。最終的にはVAT免除になるので申請作業中であるが、順番待ちなので、当面はVATの支払いが生じる可能性がある。また、輸入に際するEORI番号も、EU外の番号を取得し直す必要があった（製薬）
- 総じて通関手続きの時間的遅延はコストになっている（機械類）
- 書類作成業務等に伴う工数・コストの発生は避けられないものの、コストの製品価格への転嫁は現時点で考えていない（機械類）
- フォワーダーには追加負担が生じているだろうが、当社が支払うコストは現在まで大きく変わっていない（自動車部品）
- 欧州側のパートナー企業はブレグジット対応の準備をあまりしていなかった印象だ。例えば、移行期間終了後に欧州から送られてくる物品のコマーシャルインボイスが古い（2020年12月以前のもの）ために通関で止められ、当社に問合せ来るといったことが1月は3回程続いた。その影響で欧州から英国に送られてくる部品が滞ってしまうことが起きた。この事例から、欧州企業の中にはブレグジット対応をあまり真剣に考えていない企業もあるという印象を受けた（機械）

2.2 関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

北アイルランドとのモノの移動

- 移行期間終了後の北アイルランドは、**英国の関税規則に準拠**し、英国が締結するFTA/EPAも利用可能。他方、**物品貿易においてはEUの税関規則を適用**し、実質的にEUの単一市場に残留することとなる。

図表 北アイルランドとのモノの移動



①グレートブリテン島→北アイルランド

- EUの税関規則を適用。輸入申告および搬入略式申告、EORI番号が必要となる。
- グレートブリテンと北アイルランドとの取引には関税が発生しないが、その物品がアイルランドに向かう場合には関税を徴収される。

②北アイルランド→グレートブリテン島

- 北アイルランド企業に限り現行手続きを踏襲して、輸入申告や通関検査、新たな規制・適合検査等は不要（一部製品については要申告）。

③北アイルランド⇄EU

- 現行通りEUと同様に扱われる。税関検査、書類作成等は要求されず、関税、割当は適用されない。原産地規則の確認も不要。

④北アイルランド⇄第三国

- 「EU向けの可能性がある貨物」を除き、英国が第三国と交わしているFTA税率、UKグローバル・タリフ等が適用される。

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 英国から北アイルランドに医薬品を輸出している。北アイルランドはEU規制の影響を受けるため、添付文書の扱い等で英EUで乖離が生じる場合は今後対応が必要になる（製薬）
- 当社事業で北アイルランドへの物流はない（全業種）
- 当社は北アイルランドにも製品を販売しているため、グレートブリテン島から北アイルランドへの輸入はEU規制が適用され、通関手続きが発生する。現在、物流業者は手書きで申告手続きを行っていると思われるが、1～2日の物流遅延がみられる程度で済んでいる（機械類）
- 英EU通商・協力協定が合意されたことで北アイルランドからアイルランド共和国への国境を越えた販売は納税申告が必要となった。現在そうした越境販売は（従来一般的だったが）ほぼストップしている状況だ。北アイルランドとのビジネスは完全にEU扱いとなっている（機械）

2.3 免許・登録の失効による生産・販売等への影響

医薬品：欧州医薬品庁（EMA）承認に必要な有資格者等の登録変更

- EUで医薬品を販売するためには、**欧州医薬品庁（EMA）による承認**が必要。そのためには、EEA全域での販売が認められる方式（中央審査方式）と、ある加盟国によって承認された医薬品が他の加盟国でも販売が認められる方式（相互認証方式）に沿う必要がある。
- 上記二方式に沿うEMA承認を得るためには、**EEA内に主に以下の人と機能を配置登録**する必要がある。

- 医薬品の販売許可申請者、保持者。
- 治験薬の輸入許可保持者が指名する有資格者。ここで言う有資格者とは、少なくとも4年間の理論および実習を行う、薬学、医学、獣医学、化学、製薬化学・技術、生物学などの大学のコースの卒業資格を持つ者などを指す。
- 臨床試験のスポンサーあるいはその法定代理人。
- 希少疾患用医薬品指定保持者。
- 医薬品安全性監視のための有資格者（QPPV：Qualified Person for Pharmacovigilance）と医薬品安全性監視のための有資格者が不在時のバックアップ。医薬品安全性監視のための有資格者とは、医薬品安全性監視を行うための適切な理論および実務の知識を持つ者を指す。
- 医薬品安全性監視システム・マスターファイル（PSMF：Pharmacovigilance System Master File）。
- EU域外で最終製品として製造された医薬品のEU域内での販売に求められる輸入許可の取得に必要な有資格者（QP：Qualified Person）。ここで言う有資格者とは、少なくとも4年間の理論および実習を行う、薬学、医学、獣医学、化学、製薬化学・技術、生物学などの大学のコースの卒業資格を持つ者などを指す。
- バッチリリースサイト。
- 製品説明書に掲載されているローカル代理人（local representative）。

2.3 免許・登録の失効による生産・販売等への影響

医薬品：欧州医薬品庁（EMA）承認に必要な有資格者等の登録変更

■ 移行期間終了後、EU市場での留意点

- 英国はEEA外の国となるため、**英国の医薬品をEEAで販売**するためには、**EEAに先述の有資格者や機能を配置登録**する必要がある。
- また、英国を含むEEA外の国で生産された医薬品の有効成分を輸入する際には、当該国の適正製造（GMP: Good Manufacture Practice）基準が、EEAの基準と同等であること、製造拠点が定期検査の対象となっていること、重要な違反事件は、EEAに遅滞なく連絡されること、を確認する確認書面が必要になる。

■ 移行期間終了後、英国市場での留意点

- **英国の医薬品医療製品規制庁（MHRA）**が全ての医薬品の安全性に関わる監督官庁となる。
- EMA承認され、**EEA全域で販売が認められている医薬品**は、移行期間終了後、**自動的に英国での販売許可**が得られる（グランドファザリング）。ただし、1年以内に、MHRAに必要なベースラインデータの提出が必要。
- 医薬品安全性監視の有資格者（QPPV）を、英国あるいはEUに置かねばならず、EUに登録がある場合、2022年1月1日までに、英国に在住・勤務するコンタクトパーソンを指名する必要がある。

現地進出日系製薬企業の声（ヒアリング調査より）

- 医薬品の製造販売許認可を取得するため、EU側で求められる製造販売業者（MAH）や医薬品安全性監視責任者（QPPV）の登録を英国から大陸に移設した（製薬）
- 欧州では、EMAから承認された医薬品は、EEA加盟国全てで承認されたと見做す中央審査方式が採用されている。ブレグジット後は、EEA加盟国でない英国企業がEMA承認を保持することができないため、新薬の申請者登録を英国から大陸拠点に変更した。ただし、安全性や当局とのやり取り、製品の品質管理等の申請手続きを大陸拠点だけでは対応できず、英国と大陸との間で業務委託契約を締結し、必要なノウハウを大陸側に提供することで対応している（製薬）
- EMAの相互認証方式においても、一部製品の被参照国が英国となっていたため、ブレグジット後、英国からEEA加盟国に移す対応を取らざるを得なかった。EMAの枠組みにおいて、英国で承認されている医薬品は、ブレグジット後1年間の経過期間中に関連データを提出すれば、承認を継続できる（製薬）
- 医薬品の上市前に品質保証を行う工程があり、ブレグジット後、英国で保証した医薬品が大陸に受け入れられなくなったため、英国ではなくEEA加盟国の業者にQualified personの登録を移転する対策を講じた（製薬）
- EMAがオランダに移転したため、今後は英国単独で薬事承認の審査を経る必要があり、英国当局の審査プロセスに係るリソースが足りず、英国での販売承認の取得が遅延するリスクは考えられる（製薬）

2.4 サプライチェーン変更による生産・販売等への影響

- FTAなき英国のEU離脱となった場合、英EU間で関税が復活し、サプライチェーン変更を余儀なくされる企業も想定された。しかし、英EU通商・協力協定が移行期間終了後に締結されたことで、ヒアリング調査でも**サプライチェーンを変更しない又は僅かな変更しかしないと答えた企業がほとんどであった。**
- 他方で、サプライチェーンを現時点では変更していないものの、現在の物流の混乱が中長期化する場合にはサプライチェーンの変更も検討すると答えた企業もいた。

サプライチェーンを変更しなかった企業の声（ヒアリング調査より）

- プレグジットに関するサプライチェーン変更は発生していない（機械類）
- 変更予定はない。当社では移行期間終了前からサプライチェーンのリスクアセスメントを実施し、プレグジットのサプライチェーンへの影響を詳細に検討しており、影響を最小限に抑えることができた。他方、自社は大丈夫でも、他の欧州ビジネスパートナーへの影響は懸念されるため、遅延リスク等のモニタリングは継続する。欧州ベンダーはあまり影響を受けていない様子だが、サブベンダー（tier2, tier3）は心配している。新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、現地に足を運んで状況を確認したい（機械類）
- サプライチェーン供給網の変更は検討していない。英国拠点の重要性はプレグジット後も変わっていない。可能性を挙げるならば、配送ドライバーの不足が想定されるため、サービスパートナーを追加で探す程度である。英国が大陸から出たことで、良くも悪くもEUの影響を受けにくくなるからこそ、英国拠点で思い切った取組みができる可能性がある（機械類）
- 英国のEU離脱による当社生産地変更の検討に関しては、当社の英国生産品は高張るものが中心の為、物流効率の観点からも現時点で考えていない（自動車部品）
- 仮にFTAなき英国のEU離脱となっても、製造工場の移転までは考えていなかった。英国自体が重要な市場であったし、加えて関税が生じても全体の試算上では採算が立つ見込みであった（よほど関税が上がらないかぎりには拠点の変更はありえなかった）（機械類）

サプライチェーンを変更・変更可能性がある企業の声（ヒアリング調査より）

- 取引先の英国からの撤退が決まったため、それに伴い当社の英国拠点も閉鎖することとした。取引先は当社英国拠点から欧州拠点に部品調達のサプライチェーンを変更したが、配送は取引先自身が行うため、当社に影響はなかった（自動車部品）
- プレグジットとは関係なく、以前より英国内調達の割合をもっと高められないかと検討はしている。コスト的には大陸の方が安い、基本的には英国の現地調達を増やしたい（自動車部品）
- サプライチェーンに大きな変更は必要ないと認識。ただし、当社欧州拠点では、従来アイルランドで生産した医薬品も英国の地域本社機能を通じて調達していたが、出荷判定等の問題から、欧州拠点の商社機能を用いて調達するよう変更した。また、北アイルランド議定書の中身の解釈によってはサプライチェーン網の変更が生じる可能性はあると考えている（製薬）
- サプライチェーンの変更は現時点で考えていない。ただし、物流の混乱が長期化する場合には検討することもありうる（機械類）
- これまでのビジネスパートナーとの関係で問題は生じておらず、特に変更等は考えていない。ただし、今後2-3か月経っても混乱状況が落ち着いた場合には何らか新たな対応を検討する可能性はある（機械類）

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

知的財産権の留意点：商標・意匠

- 移行期間終了後の知的財産権に関しては、2019年10月の「離脱協定」の第4章で、その取り決め内容が示された。
 - 英国知的財産庁（UKIPO）は、移行期間終了前に登録されている全てのEU商標（EUTM）および登録共同体意匠（RCD）、非登録共同体意匠（UCD：Unregistered Community Design）、EUを指定して保護された商標と意匠の国際登録のいずれに対しても、2021年1月1日に、英国国内法の下で、同等の権利を付与している。
 - このために、新規出願をする必要はなく、出願料もかからないため、手続き等の手間は最小限に抑えられる。
 - 移行期間終了時点で、EU商標（EUTM）、共同体意匠（RCD）の登録が完了していない場合には、同等の保護を得るために、移行期間終了後9カ月以内（2021年9月30日まで）であれば、英国で申請を行うことができる。その場合、出願料が発生し、その出願は英国における登録要件の審査の対象となる。
 - 英国商標、英国意匠を欲しない場合、2021年1月1日以降、UKIPOに通知が必要。
 - EU商標と同等の英国商標が付与されるとそれ以降、英国（UKIPO）とEU（EUIPO）に対してそれぞれ更新料を支払う必要がある。
 - 非登録共同体意匠（UCD）は、英国の制度では、補充的非登録意匠（SUD：Supplementary Unregistered Design）と呼ばれることとなり、EUのUCDと類似の保護を提供するが、その保護範囲は英国のみとなる。

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- EUの商標が英国でも有効なので特に問題はない（機械類）
- 過去に登録している特許・商標は英国に優先権をおいて他国に広げてきたので、知財面での影響はない（機械類）
- 知的財産権や商標は日本本社に帰属するためブレグジットによる影響はない（製薬）

（出所）ジェトロ「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度」（2021年3月）

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

知的財産権の留意点：特許

- 欧州30か国以上で特許を保護する欧州特許は、欧州特許条約（EPC：European Patent Convention）に基づいて、UKIPO経由または欧州特許庁（EPO）経由で出願できる。EPOはEUの機関ではないため、英国のEU離脱は現行の欧州特許制度には影響を及ぼさない。また、英国をカバーする既存の欧州特許にも影響はない。英国を拠点とする欧州特許弁理士は、引き続きEPOへの出願を代理できる。
- なお、EU全体での保護を可能にする単一特許（Unitary Patent）制度は、まだ運用が開始されていない。今後、単一特許制度の運用が開始される場合、単一特許による保護は、英国には及ばない。そのため、英国における特許の係争は英国の裁判所が管轄することとなる。その場合でも、英国企業が、単一特許と統一特許裁判所（UPC：the Unified Patent Court）を、EUにおける特許権保護のために利用することは可能。

知的財産権の留意点：補充的保護証明書（SPC）

- EUでは、特許を取得済みの医薬品および農薬などの植物保護製品（PPP）について、補充的保護証明書（SPC：Supplementary Protection Certificates）により、追加的な特許保護期間を認めている。
- SPCは、EUレベルではなく各国レベルで与えられる権利であるため、移行期間終了後に既存のSPCの保護は英国で継続する。
- 移行期間終了前に申請が行われ、終了時に英国で係属中のSPCの申請については、現行のEU規則の枠組み内で審査される（離脱協定第60条）。これらの申請を基に付与されたSPCは、既存のSPCと同等の保護を受ける。2021年1月1日以降のSPCの申請は、UKIPOを通じて行われる。

現地進出日系企業の声 (ヒアリング調査より)

- 現在のところ、英国が欧州特許条約に加盟を継続しているので、これまで通り欧州特許庁に出願し英国への移行手続きを行えば問題はない。しかし将来的に、欧州単一特許制度になると、EU加盟が前提となるため、英国の出願は別で対応が必要になる。商標については、英国がEUを離脱すると欧州連合商標出願に加えて英国で別途出願が必要になるため、手続きが煩雑になることを懸念している。知財部隊は日本本社にいますが、各国の代理人も含めてコミュニケーションを取っているため、面倒が生じるだけで、トラブルは想定していない（製薬）
- 知的財産権の期間の延長制度（SPC）について現行規定では、英国またはEEA加盟国で最初に取得した販売承認日を起点とするとなっている。もしEEAより遅く英国が販売承認日を取得する場合、EEAでの取得日を起点に期間が計算されるため、英国でのSPC期間が短くなる恐れがある（製薬）

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

知的財産権の留意点：著作権

- 英国は、著作権に関する国際条約に継続して加盟しているため、**英国の著作権作品**（書籍、映画、音楽など）の大半は、**EUと英国の両方で継続して保護**される。同じ理由から、EUの著作権も継続して英国で保護される。これは、2021年1月1日以降も適用となる。
- ただし、EU加盟国のみ認められている国境を超える著作権に関する各種取り決めは、移行期間終了と同時に適用されなくなる。これには、オンライン・コンテンツ・サービスの越境ポータビリティ、衛星放送の著作権処理、EEAが範囲となっていたデータベース権の保護や権利者不明著作物の例外等が含まれる。著作権の2021年1月1日以降の変更に関し、英国政府はガイダンスを公表している。

知的財産権の留意点：地理的表示（GI）

- 地理的表示（GI：Geographical Indications）は、特定の地理的な原産地を持つ製品に用いられる知的財産権である。スコッチウイスキーやスティルトンチーズなど、その原産地によって高い品質や評判を享受するものが該当する。農産品と食品の地理的表示は、英国では環境・食糧・農村地域省（Defra）の管轄であり、2021年1月1日以降は英国の新GIスキームが発行する。
- Defraのガイダンスによると、移行期間**終了前にEUのGIスキームで登録済みの英国製品**は、2021年1月1日以降も**英国とEUの両方でその保護が継続**されるが、2021年1月1日以降は、**英国**で新製品名称を保護するには**UK GIスキーム**に、新製品を**北アイルランドとEU**で保護するには**EUスキーム**に申請することになる。移行期間終了前にEUの枠組みの下登録したGI製品を、英国で販売する場合、新規に導入されるGIロゴ（3種類）への表示変更は2024年1月1日まで猶予が与えられる。

（出所）ジェトロ「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度知的財産権」（2020年12月）、ジェトロ「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度」（2021年3月）、GOV.UK, “Changes to copyrights law from 1 January 2021,” last updated 4 January 2021, <https://www.gov.uk/guidance/changes-to-copyright-law-after-the-transition-period#history>.

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

EUにおける化学品規制（REACH規制）

- **EU REACH**（化学品の登録、評価、認可、制限）規則は、**EEAを対象**に、EEA内で年間1トン以上、生産あるいは販売している化学品の欧州化学品庁（ECHA）のデータベースへの登録や、REACH規則付属書XIVに掲載されている高懸念物質（SVHC：Substances of Very High Concern）の認可された用途での使用などの義務を定めている。
- EU REACH規則の登録は、**EEA内に設立された法人あるいは自然人**によって行われなければならない。すなわち、製造事業者がEEA内の企業である場合には、製造事業者自身が登録できるが、**EEA外の製造事業者**の場合には、**EEA内の輸入事業者あるいは代理人**（OR：Only Representative）によって行われる必要がある。登録、登録内容の更新などの実務手続きは、REACH情報システム（REACH-IT）を通じて行われる。

化学品規制（REACH規制）：EEA市場における留意点

- 移行期間終了後、北アイルランドを除く**英国**は、**EU REACHによる規制の対象外**となる。
- REACH登録は、EEA域内に拠点を置く法人によって行われる必要があるため、**英国企業がEEAでビジネスを継続するには、EEA域内にEU REACHの登録義務を担う唯一の代理人を指名するか、EEA拠点の輸入業者にEU REACHの登録を**してもらう必要がある。

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

化学品規制（REACH規制）：英国市場における留意点

- 英国は、EU REACH規制を、UK REACH規制として英国国内法に導入し、2021年1月1日から施行している。規制当局は、安全衛生庁（HSE: Health and Safety Executive）となる。
- EUのECHAと英国のHSEは、相互に独立した規制当局となるため、EEAと英国の両方で化学品を販売するためには、ECHAとHSEの両方に登録しなければならない。英国とEEAにまたがるサプライチェーンにおいて、物質、混合物、成形品を売買する場合、それらに含まれる物質が、ECHAとHSEの両方に登録されていることを確認することが必要になる。

① 在英国企業がEU REACH登録を保有している場合

- 2021年4月30日までに基本的情報を英HSEに提出することで、法的認知が継続され（グランドファザリング）、移行期間終了後も英国市場で販売、使用が継続できる。
- 北アイルランドには、EU REACHが継続して適用されるため、北アイルランドの英国企業は、EU REACH登録を継続可能。

② EEA内のサプライヤーから英国に輸入している場合

- EEA内のサプライヤーからEU REACHに登録されている化学品を継続購入したい英国の川下ユーザーは、EEAからの輸入継続の意向を、「川下ユーザーによる輸入通知（DUIN）」を用いて、2021年10月27日までにHSEに通知する必要がある。
- そのうえで、2021年10月28日以降、輸入量等に応じて、2年後、4年後、6年後までにUK REACHに新規登録することになる。（※次スライド参照）。

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

化学品規制（REACH規制）：英国市場における留意点

- **UK REACH規制**では、企業は登録物質のトン数に応じて、定められた期間内（2年後、4年後、6年後）に、**登録や通知申請などの手続きを完了**させる必要がある。
- トン数に応じた区分に加え、有害特性のある物質に関しては、別途例外規定が定められている。

物質登録の完了期限

申請期間	トン数	危険物
2021年10月28日 から2年間	年間1,000トン以上	<ul style="list-style-type: none">• 発がん性、変異原性、生殖毒性をもつ物質（CMR）：年間1トン以上• 水生生物に対する非常に強い毒性（急性・慢性）をもつ物質：年間100トン以上• 高懸念物質の候補リスト物質（2020年12月31日時点）
2021年10月28日 から4年間	年間100トン以上	<ul style="list-style-type: none">• 高懸念物質の候補リスト物質（2023年10月27日時点）
2021年10月28日 から6年間	年間1トン以上	—

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

CEマーク

- 英国のEU離脱に伴い英国では移行期間終了後、EUのCEマークに変わり、新たにUKCAマークを導入（詳細は次スライド）。
- CEマークは、EEAとトルコで上市する製品に付けられるEUの基準適合マークで、製品が、EUの定める安全性、健康、環境基準や要件を満たし、EU法に適合していることを示す。**CEマークが適用**される製品・分野は次の通り。
 - 埋込式能動医療機器、ガス燃焼機器、旅客用ケーブルウェイ設備、建築資材、エネルギー関連製品、電磁環境両立性、防爆機器、民生用爆薬、熱水ボイラー、体外診断用医療機器、昇降機、低電圧電気機器、機械、測量機器、医療機器、屋外用機器の騒音、非自動重量測定器、身体保護用具、圧力容器、花火、ラジオ・通信端末設備、レジャー用船舶、電気・電子機器における特定有害物質の使用制限、玩具の安全性、簡易圧力容器
- CEマークを付けるにあたっては、製品によって、製造事業者自らが製品の適合性を評価する自己宣言が認められるものと、第三者認証機関（Notified Body）による適合性評価が必要になるものとに分けられる。

CEマーク：EU市場における留意点

- UKCAマークはEU市場では認められないため、2020年12月31日までCEマークが必要であった製品は、移行期間終了以降もCEマークが引き続き必要になる。その際、**CEマークとUKCAマークの併用は可能**。
- 製造事業者による**自己宣言でCEマーク**をつけることができる場合、移行期間終了による**影響はない**。
- 第三者認証機関の適合性評価が義務付けられている場合、移行期間終了後、適合性評価の実施は、EUが認定した認証機関によるものだけが認められる。これには、EEAを拠点とする認証機関に加え、EUと相互承認協定を締結済みの国の認証機関も該当する。**英国の認証機関は、EEA市場に投入する製品の適合性評価は実施できなくなるため注意が必要**。英国の認証機関から適合宣言書を取得している場合、**EEAの認証機関から製品の適合性の再評価**を受けるか、英国の認証機関が保有する情報を**EEAの認証機関へ移管**して、そこから新しい適合宣言書を発行してもらうかのどちらかの手続きが必要となる。

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

UKCAマーク：英国市場における留意点

- 移行期間終了後の2021年1月1日以降、英国では、UKCA (UK Conformity Assessed)マークが新たに導入された。CEマーク対象製品の大部分がUKCAマークの対象となり、EU側の規定に変更がない限り、猶予期間として一部対象を除き、2021年12月31日まではCEマークの使用が引き続き許可される。
 - 原則として、2022年1月1日以降は、UKCAマークが必須
 - 医療機器に関しては、例外的に、2023年6月30日まで経過期間が設けられる見込み。
 - UKCAマークの適合性評価の実施が必要になる。これまでCEマークでEUの第三者認証機関で認定を受けていた場合、英国の第三者認証機関への評価結果の移管手続き等が必要になる。
 - 経過期間終了後は、英国市場ではUKCAマークのみが認知される。但し、製品が英国の要件を満たしており、かつUKCAマークがついていれば、UKCAマークとともにCEマークがついていても問題はない。

現地進出日系企業の声 (ヒアリング調査より)

- CEマークはUKCAマークに変更されるが、登録には1年間の猶予があるので大陸側拠点に対応している。今後は製品に両方のラベルを貼って、大陸でも英国でも販売できるようにしていく想定である（機械類）
- CEマークの取りまとめは大陸側で行うようにした。また、当社製品全て（日本製、UK製問わず）にUKCAマークとCEマークを併記している（機械類）

UKCAマークのイメージ

年度	CEマーク	UKCAマーク	備考
2021年	いずれか必要		一部製品を除き、双方可能
2022年	可	必要	UKCAマーク必須、ラベル（シール等）を製品あるいは添付書類に貼り付けが必要
2023年	—	必要	UKCAマークは製品に直接添付が必要

2.5 知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

CEマーク：北アイルランドにおける留意点

- **北アイルランド**市場では、アイルランド/北アイルランド議定書にもとづき、移行期間終了後も引き続きEU法が継続して適用されるため、基本的には、EU基準の適合性を示す**CEマーク**を使用する。
- もし、英国の認証機関を選択した場合は、CEマークに加えて、新たに導入される**UK (NI) マーク**を添付する必要がある。
- **UKCAマークのみの使用は不可**なので注意が必要。
- なお、第三国から北アイルランド市場に輸入する場合は、CEマークが必要となる。

北アイルランド事業者による必要な対応措置

認証機関	表示マーク	有効な範囲	備考
英国の第三者認証機関で認定	CEマークに加えて、UK (NI) マーク	北アイルランド市場、英国市場のみ有効	EEA市場向けに、CEマークとUK(NI) マークの併用は不可
EUの第三者認証機関で認定	CEマークのみ使用可	北アイルランド市場、英国市場、EEA市場ともに有効	CEマークのみで英国市場に上市できるのは、北アイルランド事業者にのみ認められた特別な措置
自主宣言・自主的に実施した適合性評価			

2.6 越境データ移転への制限による生産・販売等への影響

EUにおけるデータ保護のルール

- EUにおけるデータ保護は、**一般データ保護規則（GDPR: General Data Protection Regulation）**に基づくEUで統一された制度である。適用対象はEEAで、EEA内のデータの移転に制限はない。
- **EEA外への個人データの移転は原則禁止**されており、移転が可能となるのは、GDPRで定められている例外規定（第49条）に該当するか、あるいは、移転先の国が、データ保護が適切であるとする十分性認定を受けていなければならない（第45条）。
- それ以外の場合には、適切なデータ保護措置が取られていることを企業グループとして保証しなければならない（第46、47条）。すなわち、合法的にデータの移転をするための適切な保護措置として、標準契約条項（SCC）や、拘束的企業内準則（BCR）などを用いて、データを移転する企業グループのレベルでのデータの適切な保護体制を保証する必要がある。

クロスボーダービジネスを行う企業による個人データの取り扱い

- 現在、**EEA内に拠点を持たないもの**の、同域内において個人データ等の取引が発生する**英国企業**（データ管理者と処理者）は、移行期間終了後に英国およびEU双方のGDPRに準拠しなければならないため、**EEA内に代理人を設置する必要**が生じる可能性がある。
- **英国内に拠点を持たない企業**についても、英国内で個人データ等の取引が発生する場合は、**英国内に代理人を設置する必要**が生じる可能性がある。

2.6 越境データ移転への制限による生産・販売等への影響

EEAから英国に、個人データを移転する際の留意点

- 2020年12月31日の移行期間が終了し、英国は、EEA外の国となった。EUは、政治宣言に従い、2021年12月31日までに結論を出すべく、**英国の十分性認定の審査手続き中（報告書執筆時点）**である。
- 英国のGDPR（UK GDPR）の規制監督当局である「情報コミッショナー事務局（ICO：Information Commissioner's Office）」によれば、新しい貿易協定の一環として、移行期間終了後も十分性認定の決定が採択されるまで、**EEAから英国への個人データの移転を最大6か月間認める**としている（“ブリッジ（bridge）”と呼ばれる）。英国政府は、欧州委員会に適切な決定を求めているが、このブリッジの終了時までには十分性認定が決定されない場合、英国はEEA外の第三国と同じ扱いとなるため、EEAから英国へのデータの移転は、原則禁止となる。
- **ブリッジの終了時までには、EUの十分性認定が決定されない場合**、EEAから英国への個人データの移転に関しては、**次の手段を取る必要がある**。
 - 標準契約条項（SCC: Standard Contractual Clauses）
 - 拘束的企業内準則（BCR: Binding Corporate Rules）
 - 承認された行動規範、承認された認定メカニズム

2.6 越境データ移転への制限による生産・販売等への影響

EEAから英国に、個人データを移転する際の留意点

- EUが猶予措置期間前に、英国に対して充分性認定を認めない場合、適切な保護措置としては、**標準契約事項 (SCC) の導入**が適切な場合が多い。ICOのウェブサイトには、SCC作成に必要なひな形や、自動作成ツール等も掲載されているので、参照いただきたい。

<ICOによる標準契約事項 (SCC) 作成のひな形と自動作成ツール>

- データ管理者 (Controller) とデータ管理者間の標準契約事項 (SCC) ひな型
(<https://ico.org.uk/media/2553982/ico-guidance-controller-to-controller.docx>)
- 標準契約事項 (SCC) の自動作成ツール (データ管理者とデータ管理者間) (<https://ico.org.uk/for-organisations/dp-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-controller-contract-builder/>)
- データ管理者とデータ処理者 (Processor) 間の標準契約事項 (SCC) ひな型
(<https://ico.org.uk/media/2553983/ico-guidance-controller-to-processor.docx>)
- 標準契約事項 (SCC) の自動作成ツール (データ管理者とデータ処理者間) (<https://ico.org.uk/for-organisations/dp-at-the-end-of-the-transition-period/controller-to-processor-contract-builder/>)

現地進出日系企業の声 (ヒアリング調査より)

- 欧州側にも従業員を抱えており、EUのGDPRに配慮する必要があるが、扱う個人データは少なく、顧客情報は英国で管理している (欧州側にはコントロールさせていない) ため、不都合は生じていない (機械類)
- 技術データの取扱いにかかる工数が増えた。今後、状況が落ち着いても増えた工数は残るだろう (機械類)
- 越境データ移転への制限の影響は特に生じていない。英国とドイツ拠点の社員の個人データはドイツ拠点でGDPR対応のクラウド上で管理している。EUのGDPR対応は各国で若干解釈やルールが異なってくるため、今後はセミナーでの情報収集や弁護士等と相談しながら対応を行っていく。ただ、やるべきことは一般的なセキュリティ対応やシステムのアップデートを続けていくことと考える (自動車部品)
- 個人情報のやり取りはEU GDPRに沿って対応済みで懸念は無い (製薬)
- EUはブレグジット以前から、個人情報の取扱いには厳しいことから、従業員に対するトレーニング等を行って対応済みである (製薬)
- GDPRに則り、英国及び大陸側のそれぞれにRepresentativeを置くことで対応している (製薬)
- 英欧TCAの中で、移行期間終了後6か月間の猶予期間が設けられたので、その間に英国の充分性認定が下りる可能性が高いと聞いている (製薬)
- 研究開発拠点では、臨床試験を外部委託しており、個人情報は委託先が暗号化された形で保持している。暗号化されたデータはGDPRの対象外になっているため、影響は特にない (製薬)

2.6 越境データ移転への制限による生産・販売等への影響

英国からEEAに、個人データを移転する際の留意点

- EUのGDPRは、英国法のもと英国GDPR（UK GDPR）として導入されており、そのため、UK GDPRで定められる原則、権利、義務は、GDPRと同様である。
- 英国からEEAに対する個人データの移転に関しては、UK GDPRにおいて、EEA加盟国に対する十分性認定が行われたことにより、**これまで通り個人データを移転できる**ようになっている。ただし、UK GDPRにおける十分性認定は見直しが行われる可能性があり、その場合はガイダンスの内容には留意が必要である。

英国から第三国に、個人データを移転する際の留意点

- 欧州委員会は、第45条にもとづいて、下表の**12か国について十分性認定を決定しており、英国からこれらの国に対しては円滑な個人データの移転が可能**である。なお、日本に対する十分性認定は、2019年1月23日に、EUの欧州委員会と日本の個人情報保護委員会の合意の下、発効している。

EUの十分性認定を受けている国

アンドラ	アルゼンチン	カナダ (公的機関除く)	フェロー諸島 (デンマーク領)	ガーンジー (英国領)	イスラエル
マン島 (英国領)	日本	ジャージー (英国領)	ニュージーランド	スイス	ウルグアイ

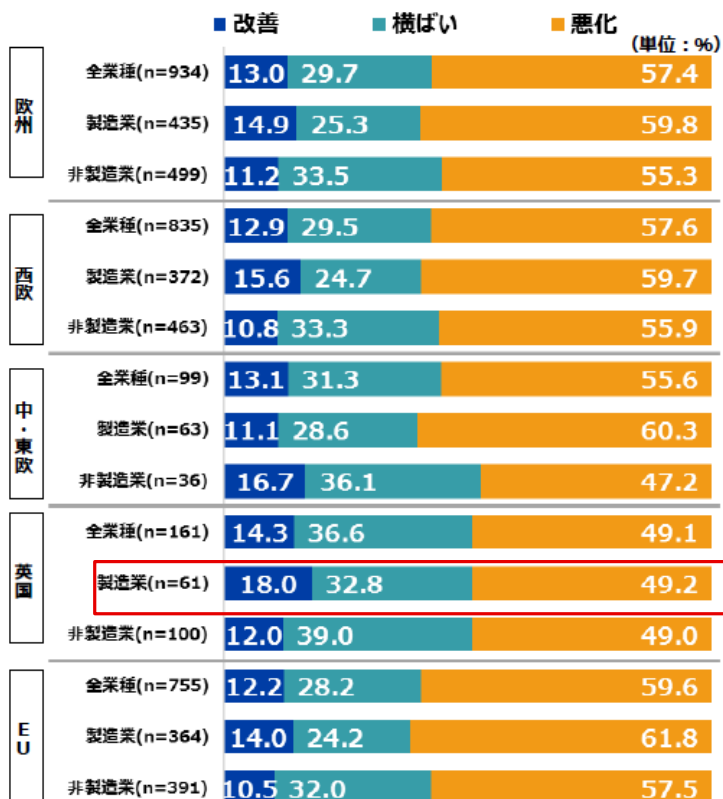
(出所) ジェトロ「移行期間終了後の英国ビジネス関連制度」(2021年3月)、EU "Adequacy decisions," https://ec.europa.eu/info/law/law-topic/data-protection/international-dimension-data-protection/adequacy-decisions_en.

2.7 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題

現地進出企業の事業への影響

- ジェトロによる現地進出企業へのアンケート調査では、前年（2019年）と比較した場合の2020年の営業利益見込みについて、欧州全体で「改善」よりも「悪化」と答えた企業が大きく上回り、**英国進出の製造業では「改善」が18.0%、「悪化」が49.2%であった。**背景には新型コロナウイルス感染症の影響が深刻であることが大きい。
- 英国では2020年3月のロックダウン以来、**2021年3月現在まで3度のロックダウンが実施されており、製造業への影響が大きい。**

図表 前年実績と比べての2020年の営業利益見込み（業種別）



図表 英国で実施されたロックダウンの内容（2020-2021年）

【第1回目（2020年3月23日～6月15日）】

- ・ 食料・薬等の必需品の入手のため以外、外出禁止
- ・ 不可欠の仕事以外、自宅勤務
- ・ 燃料・医薬品・食品等の必需品を供給するスーパーマーケット、小売店を除く飲食店、娯楽施設、スポーツ施設等及び学校・大学の閉鎖（飲食店等の閉鎖は7月4日まで延長）

【第2回目】（2020年11月5日～12月2日）

- ・ 第1回目と同様
- ・ ただし飲食店の持ち帰り・宅配は可、学校・大学等の教育機関は閉鎖せず

【第3回目】（2021年1月4日～継続中）

- ・ 第2回目と同様
- ・ ただしボランティア・慈善活動のための外出、サポートバブル、育児バブルのための外出、屋外での運動(制限条件付)等は可
- ・ 3月8日よりロックダウン緩和のための4ステップのロードマップを展開。最短で6月21日にはステップ4への移行により、社会的接触に対する法的制限の解除、ナイトクラブ、大規模イベント等の規制が解除される

2.7 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題

現地進出企業の事業への影響

- 一部企業を除き、**2020年前期は圧倒的に事業環境が悪化した**という声が多かったが、2020年後期から2021年年明けには売上が回復したと答えた企業も多かった。感染症流行に伴う事業上の様々な課題について、中には上手く対応している企業もあったが、依然ビジネスの制約要因となっている。

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 2020年4・5月はロックダウンによって英国各拠点の生産を一部または全部停止した。その後、ある工場では2020年の7～8月までに生産額は通常の半分程度までしか回復しなかったが、別の工場では6月までに稼働率が通常の9割程度まで回復した。第2波を受けた英国のロックダウンでは工場の生産は止まっておらず、従業員も出勤している（自動車部品）
- 創業以来もっとも苦しい1年であった。1回目のロックダウンではサプライチェーンが大混乱した。2020年春から夏にかけては納期遅延が多発した。今はだいぶ落ち着いてきた（機械類）
- 感染症流行によるロックダウンや半導体の供給不足が続く等、最近の自動車業界ではそうした複合的な影響がブレグジットよりも大きい（自動車部品）
- 全体的にブレグジットよりも新型コロナウイルス感染症の方が事業への影響が大きい。2020年4～5月が打撃のピークであったが（完全なロックダウン）、今は影響が低下して、生産量もだいぶ回復した。しかし輸送には依然として問題がある。特に中国のコンテナ船が港に到着しない、到着しても荷揚げまで数週間かかる場合がある。また、英国企業（サブベンダー）が中国ベンダーから定期的に調達している場合、4か月たっても積み荷が届かないという話も聞く（機械類）
- 売上が10%ほど増加した。ロックダウンで患者が頻繁に通院しないため患者による薬の手元在庫の長期化が起き、製品発注量が増加したと思われる（製薬）
- 患者が日々使用するような薬の売上に影響はない。また、新型コロナウイルスの患者に投与される薬は売上が伸長した。他方、医薬品開発は臨床試験が遅延しており、中長期的にみると新製品の当局への申請が遅れる可能性はある。当局とはオンラインで協議を続けている（製薬）
- 日本から欧州への航空運賃が1.5倍ほど高騰している。医薬品の価格は薬価で決められているため、価格転嫁できず企業側で吸収せざるを得ない（製薬）
- トラック運転手に対する新型コロナウイルス検査の要求や、流通在庫の積み増し対応のためコスト増に繋がっている（製薬）
- 日常の医薬品配送は、事前に十分な準備・手続きを行うことにより、現状、遅延は生じていない（製薬）
- 会計年度末の1～3月は駆け込み需要が本来期待されるが、エンジニアの派遣を伴う搬入スケジュールが遅れる事態を懸念している。英国外から帰国したエンジニアは自主隔離が義務付けられるためである（昨年は政府から免除レターを発行してもらえたが、今はできない）（機械類）
- EU内の国境の一部ではトラックが通る際にドライバーのPCR検査の陰性証明が必要なため、大渋滞が発生している（自動車部品）
- 医療機関への訪問規制が英国は日本より厳しく、WEBでの情報提供を行っているが、医師に当面説明できないのは新製品導入に難しい部分がある（製薬）

2.7 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題

企業による対応策／英国政府が提供する主な支援策

- ヒアリングでは、全業種が（工場勤務や運送業務を除く）事務系社員は一部又は全ての勤務をテレワークで実施していると答えた。リモート環境が整備された企業ではテレワークの業務への支障は少ない模様である。
- ロックダウンで工場の操業を停止する必要があった場合、その間の従業員の賃金支払を補償するため、英国政府のJob Retention制度を利用した企業は多かった。また、英国政府のタイムリーな情報提供を評価する声も寄せられた。

図表 日系企業が利用可能な英国政府提供の支援策

【給与給付、税務優遇、助成金等】

- ・一時帰休従業員への給与給付：Coronavirus Job Retention Scheme
- ・事業税（ビジネスレート）免税：Business Rates Reliefs
- ・助成金給付：Business Grant Funds
Small Business Grant Fund (SBGF)
Retail, Hospitality and Leisure Grant Fund (RHLGF)
- ・VAT支払い繰り延べ：Deferred VAT Payments
- ・疾病手当給付：Statutory Sick Payにおける変更
- ・税務ヘルプライン：Time to Pay

【融資】

- ・大企業向け緊急融資：Support for larger firms through to COVID-19 Corporate Financing Facility
- ・中堅・大企業向け緊急融資：Coronavirus Large Business Interruption Loan Scheme
- ・中小企業向け緊急融資：Coronavirus Business Interruption Loan Scheme by British Business Bank
- ・中小企業向け緊急少額融資：Bounce Back Loan Scheme
- ・スタートアップ向け株式転換型融資：Future Fund
- ・零細企業向け助成金給付：Local Authority Discretionary Grants Fund

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 現場作業が必要な者を除き、社員は原則在宅勤務である（全業種）
- 英国はリモート環境が整っているため、在宅勤務のオフィスワークへの影響は少ない。ただし、顧客訪問が制限されるのでプロモーション活動には支障がある（製薬）
- 英国政府のJob Retention制度を利用している（自動車部品、機械）
- Job Retention制度の手続きは非常に簡単であった。申請ウェブサイト上で従業員の氏名と部署名、休職期間等を入力すると、2～3週間で振込がされた（自動車部品）
- 当社では現在毎週定例の感染症対策に係る社内打合せを行っている。メンバーは英国政府やNHSサイトを閲覧し、夕方の英国政府ブリーフィングを毎日チェックしている。それら情報はタイムリーなため助かっている（機械）
- 治療薬の技術開発支援や化合物ライブラリーの提供、医薬品の安定供給、多くの寄付等を行っている。従業員含め感染予防対策を徹底（製薬）
- 工場内でクラスターが発生すれば操業を停止することになるため、感染症対策は大変気をつけていた。基本的なソーシャルディスタンスはもちろんのこと、従業員の動線を一方通行として対面しないようにしたり、工場内を区画ごとに区切って他の区画の従業員と接触しないようにした（機械）

2.7 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題

今後の展望

- 自動車部品や機械の企業からは、**ワクチン接種が普及することで感染症の流行が収束に向かい、その後に経済が回復**することを期待する声が複数寄せられた。消費市場が回復した後に自社の業界に企業や個人の購買が戻ってくるか、注視していきたいという意見もあった。
- 一方、新型コロナウイルス感染症の影響は長期的に落ち着くことには同意するものの、短中期的にはビジネスへの影響は続くという見立てを述べた企業もあった。そのため、同企業は中期的なサプライチェーンの見直しの可能性にも言及した。

図表 英国のワクチン接種スケジュール

時期	優先グループ	対象者
2月中旬～4月末	5	・65～69歳 (290万人)
	6	・リスクグループ (65歳未満) (730万人)
	7	・60～64歳 (180万人)
	8	・55～59歳 (240万人)
	9	・50～54歳 (280万人)
フェーズ 2		
秋まで		残りの18歳以上の成人 (2,100万人)
フェーズ 3		
秋以降		詳細未定

【3月19日時点の接種率】

第1回目接種：51.0% 第2回目接種：4.0%

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- 前向きな兆候として、英国では現時点（当時2021年2月）で既に1000万人がワクチンを接種しており、4月のイースターまでには3000万人以上が接種できる予定とされている。その後は市場が動き出すと期待している。（機械類）
- 当社では部品の安定供給確保のためにマルチソース化に仕組みを変更しようとしている。つまり、新型コロナウイルス感染症の影響でサプライチェーンが見直しされる可能性はある。今後1年程度で状況は落ち着くと思われるが、それまでに中期的なサプライチェーンの見直しがされる可能性はある（機械類）
- 自動車市場は欧州メーカー含め、市況は全般的に良くない。最大の市場であるドイツも前年比でマイナス6～7%程縮小した。ただ、消費者の可処分所得は減っていないことが明らかになっており、感染症の影響が減れば自動車部門にも購買が戻ってくる可能性はある（自動車部品）

3. 英国・欧州の経済動向に関する調査

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

マクロ経済（GDP）に対する影響と見通し（欧州経済）

- 新型コロナウイルス感染症の世界的流行と、この感染症を封じ込めるために実施された経済活動の停止措置により、世界経済は第二次世界大戦以来最悪の景気後退に陥っている。世界銀行及びIMFによる2020年、2021年及び2022のGDP成長率の推計値・予測値は以下のとおりである。

図表 世界銀行及びIMFによる経済成長見通し

		2020年(%)	2021(%)	2022 (%)
世界銀行 ¹⁾	全世界	-4.3	4.0	3.8
	欧州（ユーロ圏）	-7.4	3.6	4.0
IMF ²⁾	全世界	-3.5	5.5	4.2
	欧州（ユーロ圏）	-7.2	4.2	3.6
	英国	-10.0	5.5	4.0

1) World Bank, *Global Economic Prospects*, January 2021. 2) IMF, *World Economic Outlook Update*, January 2021.

- 世界銀行によれば、世界経済は2020年にマイナス4.3%を記録した後、再び成長に転じつつあるが、新型コロナウイルス感染症の世界的流行により膨大な数の犠牲者と患者が生じ、新たに数百万人を貧困状態へと陥らせた上、経済活動と所得を長期にわたって低迷させる恐れがある¹⁾。欧州（ユーロ圏）では2020年前半の落ち込みは過去の危機をはるかに上回り、同年後半も新型コロナウイルスの再度の感染拡大によって回復のモメンタムを失っている。とりわけ観光セクターが深刻な打撃を受けている。2021年に入っても回復ペースは当初予測より遅く、2022年にパンデミックが徐々に弱まり、貿易投資が回復するに及んで、欧州及び中央アジア地域で3.9%の成長率が見込まれると予想している²⁾。
- IMFは2020年の世界経済の成長率をマイナス3.5%と推定し、2021年に5.5%、2022年に4.2%の成長を遂げると予測している。2020年には女性や若者、貧困層、インフォーマル労働者、対人接触の多い部門に従事する人々に深刻な負の影響をもたらされたが、2021年については、同年後半にはワクチンの後押しを得て景気が加速するという期待と、いくつかの主要国における追加的な政策支援の成果に対する期待が反映されている。他方、ユーロ圏及び英国については、2021年から22年にかけて経済成長は回復するものの、その水準は2019年末レベルを下回ると予測している³⁾。

1) 世界銀行プレスリリース「世界経済の成長率、2021年は4%に：回復の持続にはワクチン展開と投資が鍵」2021年1月5日

2) World Bank, *Global Economic Prospects*, January 2021

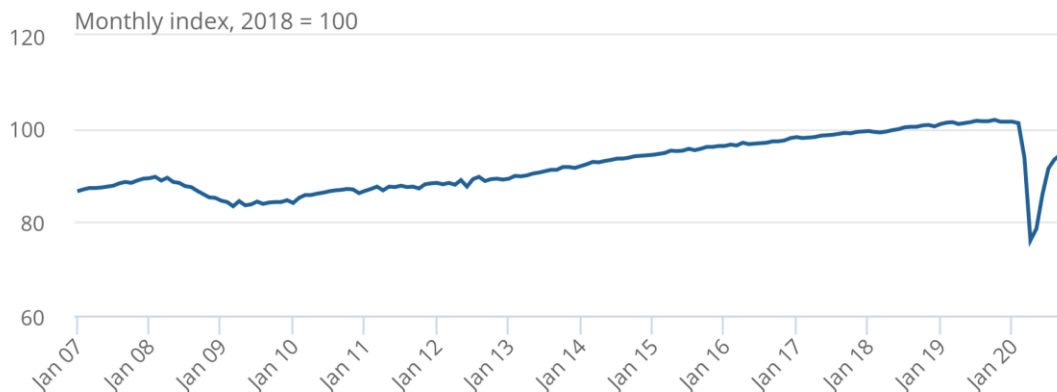
3) IMF, *World Economic Outlook Update*, January 2021.

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

マクロ経済（GDP）に対する影響と見通し（英国経済）

- 英国国民統計局（ONS）によれば、英国経済は、2020年第2四半期（4～6月）の実質GDP成長率（第1次速報値）は前期比マイナス20.4%となり、過去最大の下げ幅を記録した。第1四半期（1～3月）の前期比マイナス2.2%から2四半期連続のマイナス成長となり、リーマン・ショック以来11年ぶりにリセッション（景気後退）に入った。G7の中でも、年率換算していない数値としては最大の下落幅となった¹⁾。
- その後、ロックダウンの緩和により第3四半期（6～9月）には15.6%の増加を記録したが、11月には政府の規制再開によって再び2.6%の減少に転じている²⁾。

図表 実質GDPの推移（Monthly index, 2018=100）



(出所) Office for National Statistics (ONS), Statistical bulletin, "GDP monthly estimate, UK: November 2020"

- 新型コロナウイルス感染症の英国マクロ経済に対する影響は、現在までのところ以下のように取り纏められている³⁾。

生産面：財とサービスに対する需要の減少が生産の低下をもたらすと共に、雇用レベルの低下を招いている。さらに、多くの生産プロセスが世界経済の統合されているため、サプライチェーンの分断が一層の生産減少を招来している。

収入面：財とサービスの需給減少が雇用低下、資本投入の低下をもたらしている。雇用レベルの低下は労働者に対する賃金支払いの減少をもたらすとともに、資本投入の低下は企業における総営業黒字（GOS）と利益の減少をもたらしている。

支出面：非必需品や販売者との直接接触を要する商品に対する家計消費の減少と消費費目の変化が見られるとともに、収入の減少への懸念から貯蓄性向の高まりが予想される。企業においても投資減少と在庫積増しの反動が予想される。さらに、国際貿易量の減少が懸念される。

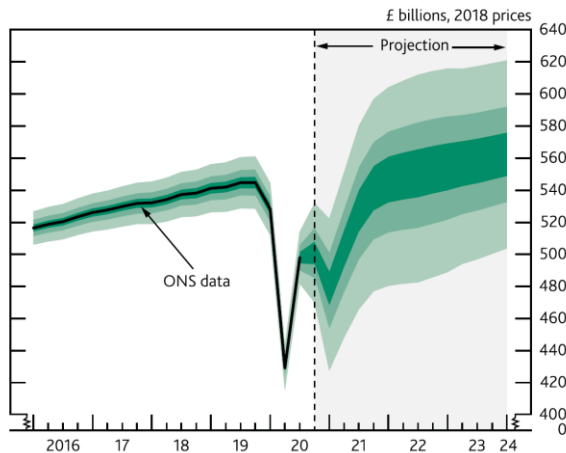
3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

マクロ経済（GDP）に対する影響と見通し（英国経済）

■ 欧州委員会及び英国イングランド銀行による、今後の英国経済の見通しは以下のとおりである。

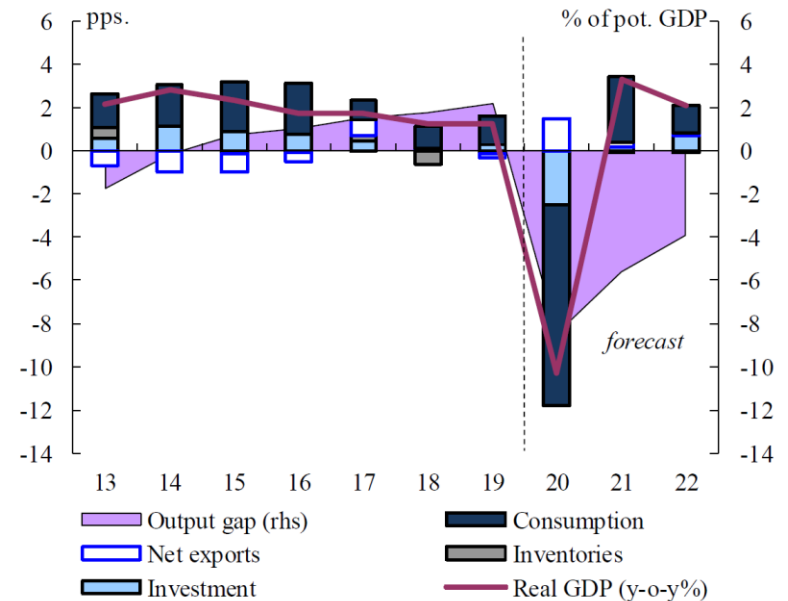
- ▶ 欧州委員会は、英国政府の対GDP比10%に及ぶ財政出動や雇用対策等によってパンデミックの影響はある程度緩和されるものの、民間消費や投資の落ち込みより、2020年の英国のGDP成長率はマイナス10.25%になると推計している。また、2021年から22年にかけては、雇用と消費の減少にブレグジットの影響も加わり、政府支出による下支えを見込んで、経済の回復ペースは遅く、2021年のGDP成長率は3.25%、2022年は2%と予測している¹⁾。
- ▶ 他方、英国イングランド銀行（BOE）は、2021年第一四半期にはロックダウンやブレグジットの影響が残るものの、第二四半期からはワクチン接種プログラムの効果が現れ、消費と投資が上向きとなり、2022年第一四半期のGDPはパンデミック前の2019年第四半期のレベルにまで回復すると予測している²⁾。

図表 英国の実質GDP予測（BOE）



(出所) BOE, *Monetary Policy Report*, February 2021.

図表 英国の実質GDP成長率と部門別寄与率の予測
(欧州委員会)



(出所) European Commission, *European Economic Forecast*, Autumn 2020.

図表 英国の実質GDP成長率予測（BOE）

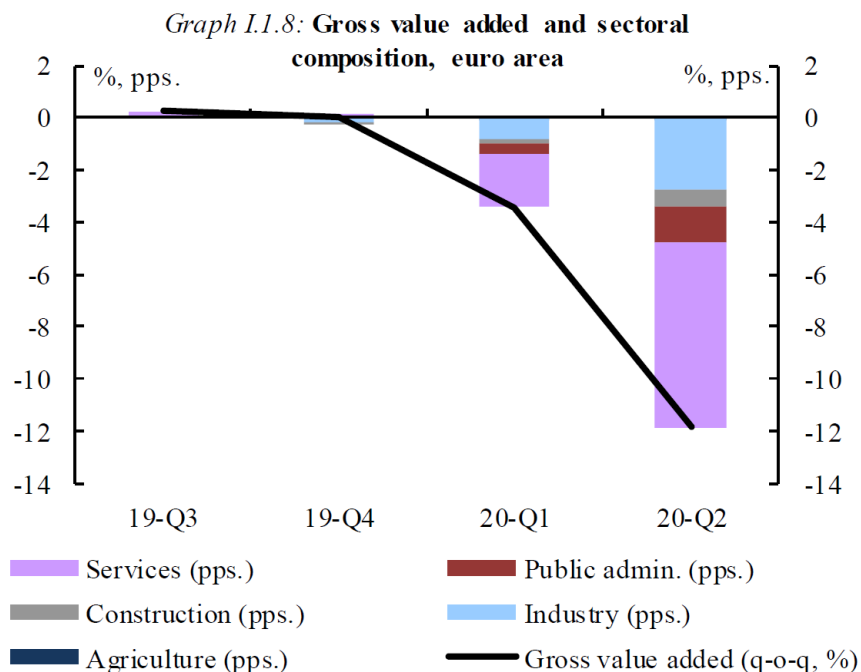
2020	2021	2022	2023
-10%	5%	7.25%	1.25%

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

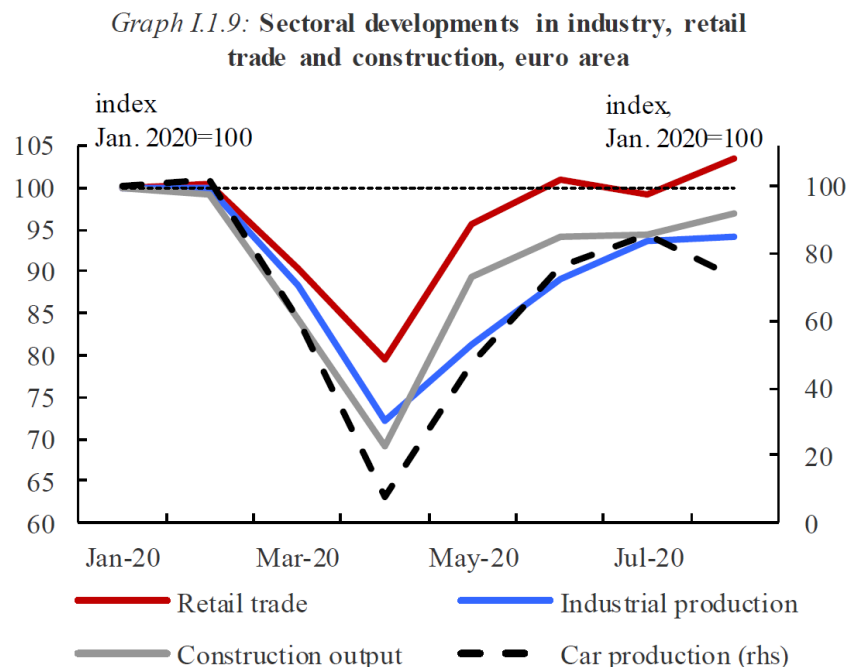
産業に対する影響（欧州経済）

- 欧州委員会によれば、新型コロナウイルス感染症によるロックダウンとその労働市場に対する影響は消費サービスに対する支出を直撃し、この結果、ユーロ圏におけるサービス部門の総付加価値はかつてない規模の落ち込みを記録している¹⁾。
- 2020年の第二四半期には、各国政府による保健衛生緊急補助金とロックダウンの緩和により経済は回復の兆しを見せ始めた。産業、小売り、建設の各部門の生産指標は、小売りを除いて2020年当初程のレベルには達しないものの、急速に回復を示している。**産業部門の中では特に自動車生産が壊滅的な状況を呈しており、回復ぶりも他の産業部門に後れをとっている。**
- しかし、その後の感染の再拡大は、各産業にネガティブな影響を与え始めている（ただしデータでは未補足）。

図表 産業部門別総付加価値の変化（ユーロ圏）



図表 産業、小売り、建設部門における生産指標（ユーロ圏）



(出所) European Commission, *European Economic Forecast*, Autumn 2020.

1) 同上（以下記述とも）

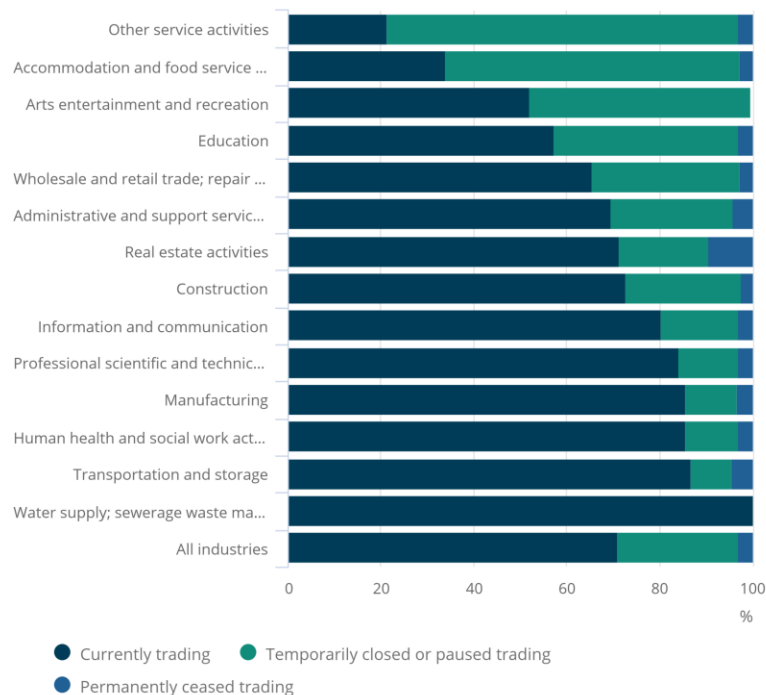
3. 英国・欧州の経済動向に関する調査

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

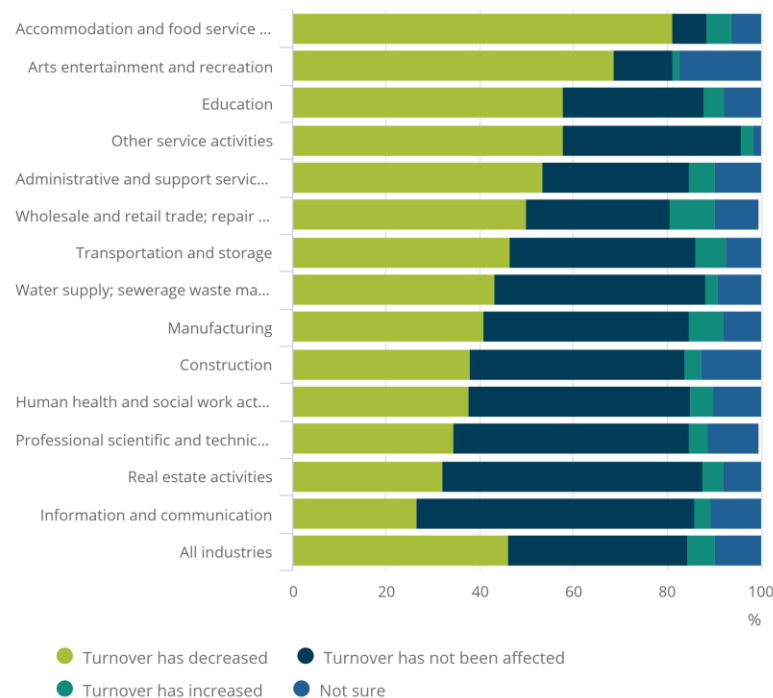
産業に対する影響（英国経済）

- サービス業に対する新型コロナウイルス感染症の影響は英国においても顕著である。ONSの直近の業況調査によれば¹⁾、2021年1月中旬（1月10～24日）において営業を行っていると回答した企業は全体で71%と、現在のロックダウン開始前の2020年12月中旬の84%から10ポイント以上低下した。産業別ではその他サービス業（美容院、エステ等）の休業率が76%と最も高く、ホテル・レストラン、芸術・娯楽産業等がこれに続く。他方、製造業や物流等は80%以上が営業を行っている。
- また、現在営業している企業における売上に対する影響では、売上の減少を認めている企業は全体の46%にとどまっているのに対して、ホテル・レストランでは80%以上、芸術・娯楽産業では約70%が売上減少を認めている。他方、物流産業はほぼ全体平均並み、製造業や建設業は平均以下となっており、両業種ではむしろ売上が増加したとする企業が6～7%存在している。

図表 産業別営業状況（2021年1月10～24日）



図表 売上に対する影響（2020年12月28日～21年1月10日）

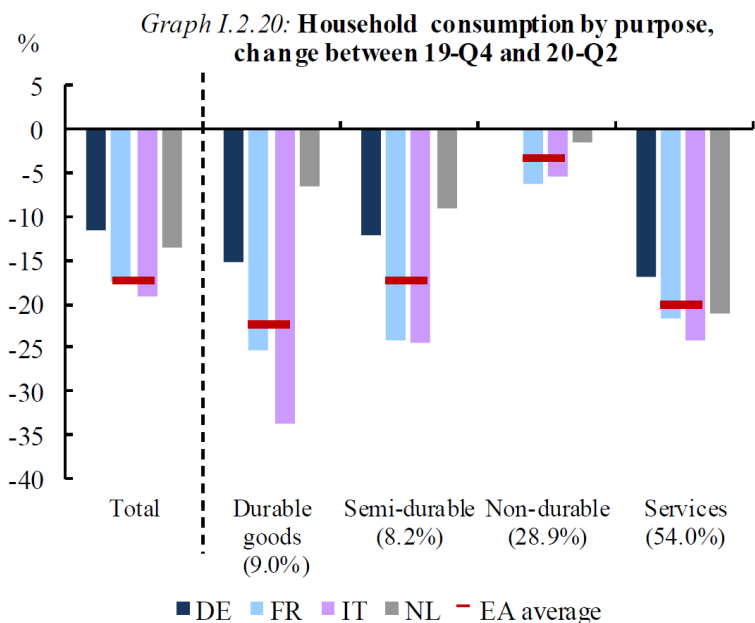


3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

家計消費・収入等に対する影響（欧州経済）

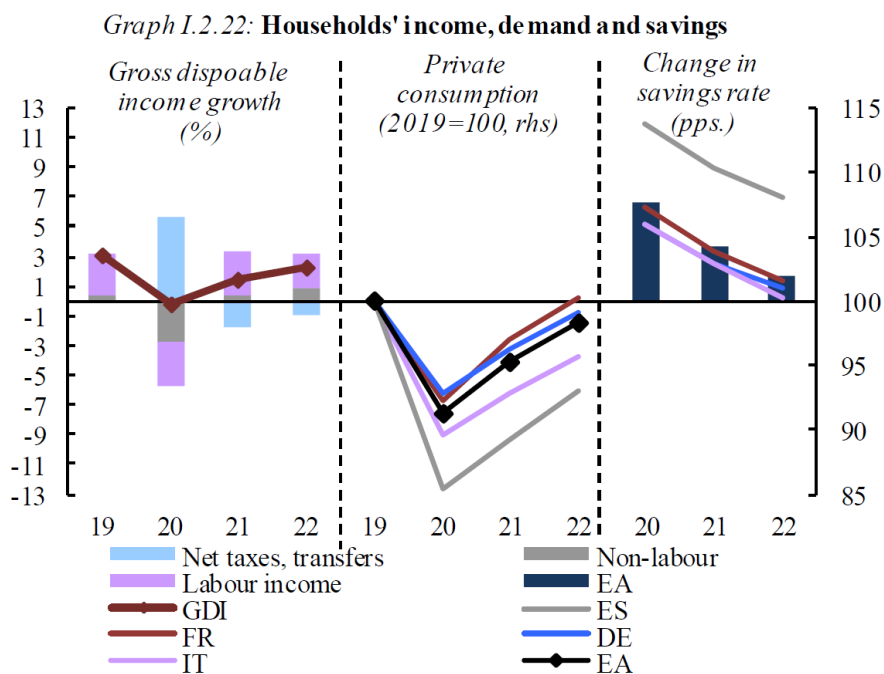
- 多くの家計ではパンデミックによる失業や収入減少の懸念から消費が抑制され、この結果、「強制貯蓄」の形で貯蓄率が増加し、その水準は平均20%と通貨同盟結成以来最高レベルに達している。この状況は2021年から22年にかけて緩和され、貯蓄率も低下していくものの、パンデミック以前を上回る水準（14.75%）に留まると予測されている¹⁾。
- ユーロ圏の中で特に高い貯蓄水準を示しているのはスペイン、オランダ、ドイツ、フランスである。

図表 目的別家計消費支出の変化（ユーロ圏、2019年第4四半期～2020年第2四半期）



Note: Figures in brackets show the share in households' consumption.

図表 家計収入、支出及び貯蓄の変化（ユーロ圏）



(出所) European Commission, *European Economic Forecast*, Autumn 2020.

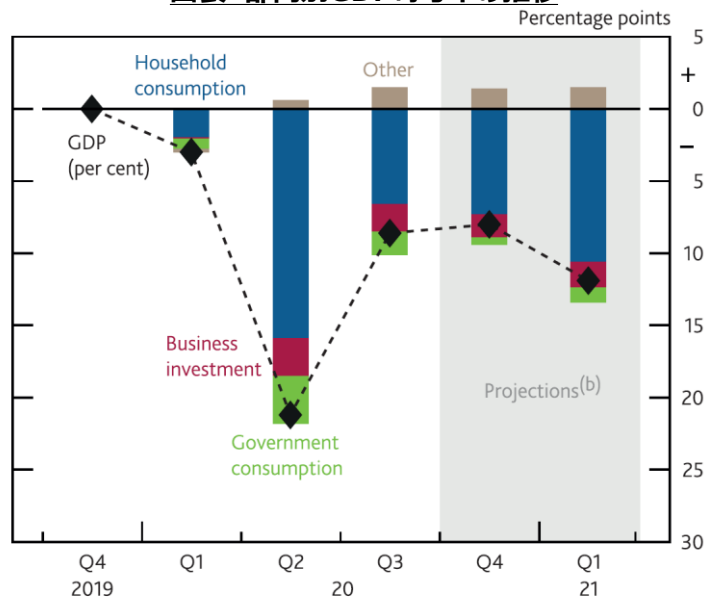
1) 同上（以下記述とも）

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

家計消費・収入等に対する影響（英国経済）

- 2020年第2四半期から第3四半期にかけて英国の経済情勢は改善したが、その多くは家計消費支出の増加によるものである¹⁾。他方、政府支出は教育や保健サービス部門でいくらか回復したものの、企業投資は殆ど改善していない。年末からのロックダウンによって家計消費支出は2020年第4四半期から21年第1四半期にかけて減少するものと予測されている。
- 新型コロナウイルス感染症によって大きく影響を受ける家計消費支出に対して、家計収入は比較的強い耐性を示している。2020年第3四半期の家計消費支出が前年同期比10%であるのに対してまた、家計収入は1.2%増加であった。この差が、他国と同様に貯蓄の増加を促すとともに、リモートワークの拡大から、住宅購入に対するニーズを増加させ、住宅価格の上昇を招いている。

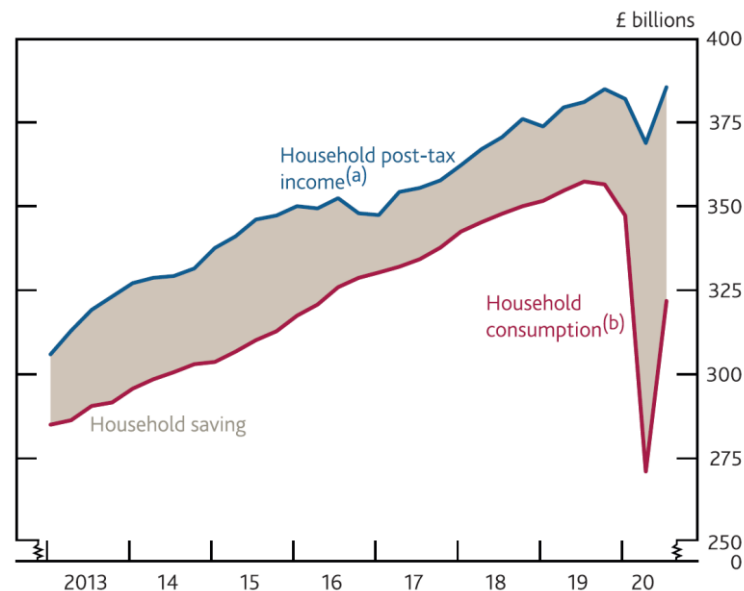
図表 部門別GDP寄与率の推移



Sources: ONS and Bank calculations.

- (a) Household consumption data include non-profit institutions serving households (NPISH) and net trade data exclude the impact of missing trader intra-community fraud.
 (b) Bank staff projections.

図表 家計収入及び消費支出



Sources: ONS and Bank calculations.

- (a) Total available household resources, including NPISH.
 (b) Includes NPISH.

3.1 英国・欧州経済に対する新型コロナウイルス感染症の影響と見通し

リスク要因と対応策

- 欧州経済、英国経済に対する新型コロナウイルス感染症による今後のリスク要因と対応策をまとめると概ね以下のとおりである。

図表 新型コロナウイルス感染症に関する今後のリスク要因と対応策

	リスク要因	対応策
欧州経済	<ul style="list-style-type: none"> * 新型コロナウイルス感染症の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・疫学的側面（感染率・致死率の高まり、ワクチン開発と展開に係る期間と接種の平等性） ・経済的側面（正負支援策の期間、人々の行動変化） ・感染症拡大がより深刻化した場合、より厳しい封じ込め政策と消費・投資の縮小により生産にダメージ * 感染症対策（雇用維持スキーム、旅行規制等）の撤廃・緩和のタイミングを誤ると経済回復を損なうか更に悪化させる * 加盟国間の政策調整不足により各国経済の回復に格差が生じる * 経済により深い傷を負うことでグローバルなサプライチェーンや国際的な政策協調等に対する姿勢が変化 * 大規模な政策支援の継続により各国財政が悪化、金融危機を招来 	<ul style="list-style-type: none"> ○ワクチンの早期開発と展開 ○復興基金の迅速な実施 ○積極的な通貨・財政・金融政策の実施（家計・企業への支援） ○保健衛生部門に対する資源確保 ○人材育成、再雇用促進のための投資支援、デジタル化による生産性向上、再生エネルギー利用促進のためのグリーン投資
英国経済	<ul style="list-style-type: none"> * 新型コロナウイルス感染症の拡大 <ul style="list-style-type: none"> ・対人接触を伴う部門の需要低下・消失、コストを伴う資源再配分、生産コストの上昇、金融機関による企業の負債重視 * 継続的なキャッシュフローの減少により企業のバランスシート悪化 <ul style="list-style-type: none"> ・破産企業の債務超過により投資不振を招来、企業のリストラと倒産により雇用縮小 * 脱グローバル化の加速によるサプライチェーンの崩壊と生産コストの上昇、リショアリングと貿易減退 	<ul style="list-style-type: none"> ○公衆衛生施策の集中的実施 ○財政・金融支援の拡大（緊急融資含む） ○企業債務削減支援 ○緊急流動性支援 ○公的融資保証のエクイティへの転換 ○多国間貿易システムの支持 ○広範なパートナーとのFTA締結

（出所） European Commission, *European Economic Forecast*, Autumn 2020、IMF, *World Economic Outlook Update*, January 2021、IMF, “Country Report No. 20/320, United Kingdom 2020 Article IV Consultation” December 2020等より作成

3.2 新たな貿易協定による影響

英国経済及び産業に対する影響の見通し

- 英国予算責任局（Office for Budget Responsibility）は、2020年11月の経済財政見通しにおいて、英国とEUが「典型的な」FTAを締結するとの仮定のもとに、EU離脱に関連する追加の貿易障壁が英国の長期的な生産性を約4%低下させ、また、その影響がすべて実現するまで15年を要すると予測した¹⁾。
- 新たな貿易協定（TCA）の締結を受けて、同局はTCAと「典型的な」FTAを比較し、その短期的な影響について分析を行っている。これによると、まず、TCAと「典型的な」FTAの相違は以下のようにまとめられる。

図表 典型的なFTAと比較したTCAの評価

	主な貿易障壁	TCA対典型的FTA
関税障壁（財）	関税ゼロ	より良い
非関税障壁（財）	原産地規則要求 税関業務と遅れ 衛生植物検疫確認 貿易の技術的障害	幾分柔軟性が高い 追加的コミットメントあり 概ね同様 概ね同様
非関税障壁（サービス）	専門職業資格の相互確認なし サービス従事者の移動は限定的 サービス市場へのアクセス 金融サービス	概ね同様 概ね同様 追加的コミットメントあり 不明

（出所）“Impact of the Brexit trade agreement on our economy forecast”,

- 全体として、TCAは農業部門に関税を導入しないため、財の関税については通常のFTAを超えているが、経済的影響は比較的小さい。また、非関税障壁については、概ねFTAと同様と評価される。
- 他方、2019年の英国のEUへの輸出の42%を占めるサービスへの非関税障壁の導入は、はるかに重要と見られている。生産性の長期的な低下が予想される（4%）のはこの領域であり、一部の企業は取引を継続するためにEU内に新しい子会社を設立する必要があるかもしれないと示唆されている。
- 2021年1月前後の貿易量の変化については、主要チャネル港を通る商業交通量は1月に大幅に減少し（ドーバー周辺の道路上の重量物運搬車の数は1月の後半に対前年比10～15%減少）、2月には回復したことが観察されている。

- これらすべての要因を考慮に入れると、EU－英国の商品貿易の一時的な短期的な混乱により、2021年第1四半期のGDPは0.5%減少すると予想されている。これは、英国からの輸出が輸入よりも大きな打撃を受けたように見えること、貿易の混乱が英国のサプライチェーンに影響を与えることの両方を反映している。双方の企業が新しい貿易協定に慣れてくると、この混乱は解消されるが、英国が年内に国境の側で完全に合意を実施すると、さらなる混乱が生じる可能性があると考えられている。

3.2 新たな貿易協定による影響

欧州経済及び産業に対する影響の見通し

- 他方、欧州委員会は、Global Trade Analysis Project (GTAP) モデルを使用して、TCAのEU及び英国経済に対する短期的影響を推計している。推計の主な条件・仮定は以下のとおりである¹⁾。
 - 貿易フローへの短期的な影響であり、中長期的な動的な貿易調整は考慮していない。
 - 人口移動、為替レート、あるいは生産性の潜在的な変化の影響も含まれていない。
 - 新型コロナウイルス感染症の影響は考慮していない。
 - 第三国と英国の現在のFTAは考慮されているが、予測期間中に新たな協定が締結されることは想定されていない。
 - FTAに沿って、関税はゼロに設定。
 - 他方、非関税障壁（NTB）の増加は、欧州委員会の内部評価に基づいてセクターレベルで推定され、非関税障壁に相当する関税は、EUと英国の輸入品の平均でそれぞれ10.9%と8.5%（セクターレベルでの貿易加重）とされる。
 - モデルでは、NTBの増加の一部が即座に適用され、残りは時間の経過とともに徐々に段階的に変化する。2021年の第1四半期には、新たな貿易関係に適応するための初期的な混乱が観察されたことを反映して、追加的に一時的な混乱が発生すると想定。
- 推計の結果は以下のとおりである。
 - 2022年末までに EUではGDPの約0.5%、英国では約2.25%の生産の減少がもたらされる。
 - TCAが財の関税と関税割当をゼロに設定すると、財とサービスの両方のNTBが大幅に増加する。したがって、英国との財貿易のシェアが高いEU加盟国は、サービス貿易のシェアが高い加盟国よりも、FTAの恩恵を比較的多く受けることになる。
 - 要するに、TCAは、EUと英国の間で貿易協定がない結果と比較して状況を改善するが、EU加盟国であることによって提供される貿易関係の利益に匹敵することはできない。

1) European Commission, *European Economic Forecast*, Winter 2021 (Interim), February 2021. (以下記述とも)

まとめ

英国の進出先としてのこれからの位置づけ

- 機械類や製薬の企業からは英国のビジネス環境や研究開発の質の高さが挙げられ、事業進出先としての英国の魅力は今後も続くと述べる企業が多かった。EMAの移転は英国での製薬ビジネスにデメリットと見做す意見が大勢であったが、反対にEMAの英国職員がMHRAに戻り、能力の高い職員がMHRAに多く従事していると指摘する企業もいた。
- **自動車部品に携わる多くの企業はこれからの英国市場の見通しを厳しく見ていることが明らかになった。**

現地進出日系企業の声（ヒアリング調査より）

- プレグジット後も、英国の制度や研究開発の質は長けているので、英国が進出先の対象外とはならないと思うが、業種に依るのではないか（製薬）
- ビジネス環境調査等で英国が常に上位を占めていることから分かるように、言語・透明性等の観点から基礎的なビジネス条件のレベルは高い。そして、英国を拠点とすると英国を通じて世界と繋がる感覚を強く持つことができる。また、プレグジットに秘めた英国の意思（アジア関与の深化）を汲むことで、今後日本企業として色々なコラボレーションが可能となるのではないか（機械類）
- 英国は元来ビジネスや経済を大切にす国であり、事業進出先として良い環境であることから、これからも日本企業には進出を検討してほしい。今後も規制緩和やイノベーションを期待できる。他方で、EUからの離脱によって英国が欧州の中心と言えなくなった事実は認識すべきで、英国拠点を今後欧州統括拠点と言うのは難しいだろう。これまで英国に欧州統括拠点を置く企業も多かったが、今後は英国拠点を欧州統括拠点と見做す考え方は変更が迫られるだろう。今後進出を検討するならば、半年程様子を見ることで移行期間後のある程度落ち着いた英国市場の状況を把握できるだろう（機械類）
- 自動車関連業から見た英国市場は非常に厳しく、日系メーカーもリスクに晒されている。英国市場のためだけにメーカーとして英国は存在できない（＝英国内市場のために生産拡大には踏み切らない）。今後、自動車産業において英国の独自性が有利に働くことはないのではないか（安全基準等はグローバルに決められている）（自動車部品）
- 自動車部品について言えばこの先英国では明るい未来は見えない。英国は労務費が高く、事業運営が大変だ。さらに、英国政府が新型コロナウイルス関係で多額の財政出動をしたことで2023年4月から法人税を19%→25%に引き上げることとなったため、その点も考慮が必要になる（自動車部品）
- 当社は英国に欧州拠点を構えているが、EMAがオランダに移転したこと、製薬業界において欧州全体の8割以上の市場は大陸にあることから、今後進出を検討するならば大陸の方が良いだろう。ただし、研究開発機能について英国は重要と思うので、こういった機能を拠点に持たせたいかに依るかもしれない（製薬）
- 当社の場合、既に英国に進出して歴史があり、研究開発の基盤があるため、当社にとっての英国の重要性は変わらない。しかし、将来的に英国進出を考える企業への助言として、これまで相互認証されていた薬剤の扱いが変わるとなると、何故英国なのかよく検討すべき（製薬）
- MHRAの審査能力の優位性は、レベルの高い審査をしている実績がある点である。EMAで薬事当局の対応をしていた英国職員が、プレグジットによって、MHRAに戻ってきていると聞いており、EUの規制対応の経験を有する能力の高い職員が多く従事している（製薬）
- 英国がEU離脱したことで、EMAの中央審査方式や相互認証方式の対象から外れ、英国のために別途薬事承認が必要となり、製薬企業のグローバルな上市戦略において優先順位は低下すると思われる。そのため、英国の患者は新薬へのアクセスが他のEEA加盟国より遅くなってしまうためデメリットと言える。英国市場の魅力は相対的に低下したのは間違いない。英国がTPPIに参加する話もあるが、それにより（英国を輸出拠点とする）市場が拡大する期待はない（製薬）

結語

- 2016年の国民投票の結果を受けて動き出した英国のEU離脱は、2020年1月末に法的にEU離脱を確定させ、1年間の移行期間を経て、移行期間終了直前の2020年12月に英EU通商・協力協定に合意したことで、ようやく一区切りを迎えた。
- 英EU通商・協力協定の締結により、多くの現地進出日系企業が懸念していた関税復活は回避された。しかしながら、英EUの間で通関手続きが復活したため、それに伴う書類作成業務等の追加コストが企業に生じている。
- 英EU通商・協力協定で英国が求めたEU製品の原産性の拡張累積を認めていない。企業が関税の発生を回避するには、英国・EU原産の部品・材料の割合を自動車の場合は55%以上、工業製品の場合は50%以上にすることが必要である。企業によっては従来の調達先の一部変更が迫られる場合があるため、ヒアリング調査では複数の企業が懸念を示した。
- 通関手続き復活に伴う物流の混乱は、進出日系企業の多くが事前に最大のリスクと捉えており、在庫の積み増し等の対策を行っていた。移行期間終了後の2021年1・2月の状況について、「混乱は無い」又は「予想よりも深刻ではない」と答えた企業もいたが、他方で港湾で積み荷がストップする等、実際に混乱を経験している企業も複数いた。今後は時間の経過により当局側・企業側の対応も落ち着くと思われ、移行期間終了後の3か月～半年程は状況を注視する必要がある。
- 新型コロナウイルス感染症の流行の事業への影響は、英国のEU離脱よりも大きかったと答えた企業がヒアリング調査では大勢を占めた。一部企業を除き、2020年前期は圧倒的に事業環境が悪化したという声がほとんどであったが、2020年後期から2021年年明けは売上が回復したと答えた企業も多かった。
- 新型コロナウイルス感染症の流行とそれに伴う経済活動の停止措置によって2020年の英国・欧州経済は景気後退局面に陥った。IMFは英国・欧州経済について、2021年から22年にかけて経済成長を取り戻すものの、その水準は2019年末レベルを下回ると予測している。
- EU離脱後の英国の進出先としての将来の位置づけについて、機械類や製薬の企業からは肯定的な意見も多く聞くことができたが、自動車部品に携わる多くの企業はこれからの英国市場の見通しを厳しく見ていることが明らかになった。

Annex

ヒアリング記録

調査対象

- 調査では自動車部品、機械類、製薬の現地進出日系企業16社を対象にヒアリングを実施した。対象企業の選定には東洋経済新報社「海外進出企業データ2020年版」を用い、英国進出日系企業の内、可能な限り英国・欧州大陸双方で事業を行う企業を抽出した。次スライド以降では、報告書本編で掲載できなかったものも含め企業からのコメントをテーマごとにまとめている。

件数	業種	ヒアリング先	ヒアリングを実施した拠点		
			日本本社	英国拠点	大陸側拠点
1	自動車部品	企業A	●		
2		企業B	●		
3		企業C			●
4		企業D		●	
5		企業E		●	
6	機械類	企業F	●		
7		企業G	●	●	
8		企業H・I（※同じ日本本社の別グループ会社）		●	
9		企業J		●	
10	製薬	企業K	●		
11		企業L	●		
12		企業M	●	●	
13		企業N	●		
14		企業O	●		
15		企業P	●	●	

ヒアリング記録

調査結果：物流の混乱による生産・販売等への影響

- 在庫を積み増して物流の遅延を回避した企業がある一方、港湾での書類手続きやコンテナ不足等が原因で物流が混乱するケースも生じている。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ アジアから船便で英国サウサンプトンに送られた貨物は、港手前の海上で3週間、港で2週間荷下ろしできず、さらに10日間コンテナが空けられない状態が続いた。移行期間終了後の書類手続きで港がスタックし、コンテナが山積み状態で、港の中でコンテナが動かせない状況である。コンテナ不足で海上運賃は高騰し、コンテナ単価は通常の4～5倍まで上昇している。サウサンプトン港以外にもロンドン近郊の他港等も同じような状況だ。 □ 移行期間終了前の在庫積み増しが不十分で物流の混乱が生じ、コンテナの中身が取り出せない状況が生じている。英国拠点のオペレーションは英国人主体で行うが彼らにプレグジット疲れがあったのも一因かもしれない。 □ 物流混乱の発生は予想できていたので、在庫の積増等の事前準備を行っていたため、移行期間終了の前後で事業に支障が生じることはなく、顧客への納品が滞る等の影響はなかった。 □ 関連サプライヤーの在庫量は可能な限り把握し、当社生産に影響が生じないよう注意を払っている。ただ、それは一つ下のサプライヤーまでは可能だが、それより下のサプライヤーの在庫量までは把握できない。そこがストップすると対応できない懸念は残る。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ 物流は既に混乱している。日本からの完成品が港湾で滞り、期日に未着という事態が起きた。航空便で対応することもある。欧州からの部品も遅延しており、従前からの在庫積増で対応している。2020年年後半から世界的にコンテナ不足が続いており、物流の停滞に影響を及ぼしている。 □ 欧州側のパートナー企業はプレグジット対応の準備をあまりしておらず、移行期間終了後に欧州から送られてくる物品の請求書が古い（2020年12月以前のもの）ために通関で止められ、部品供給に遅延が生じた。 □ ハードプレグジットかソフトプレグジットか不透明だったため、最悪のケースを想定し準備していた。物流の遅延を最も懸念して、2020年12月中旬時点で必要な在庫の確保を完了していた。 □ 港での通関手続きの混乱が深刻だ。リードタイムが通常よりも1～2週間伸びてしまっている。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 英国の事業規模が小さいため物流の混乱は想定範囲内。必須の医薬品はリスクを取ってでも原材料の確保は先行して行った。ただし欧州からの確保ではなく他地域からが大半である。 □ ハードプレグジットを想定して、欧州での供給不足を回避するため通常在庫の3～4か月分から6か月分に積増して対応してきた。原薬は元々第三国から調達しており大きな混乱はなかった。原薬は年に1～2回まとめて調達し、完成品の輸出回数も多くないため、物流の滞留はない。

ヒアリング記録

調査結果：関税賦課や通関手続きに伴うコスト増

- 原産地証明において、調達先の変更等を通じ、英国・EU域内の原産材料の割合を調整する等の対応で関税賦課を回避する企業がみられた。通関手続きについては、多くの企業で書類作成業務などの追加コストがかかっている。
- 医薬品には基本的に関税がかからないため影響は無いが、通関書類の手間が発生していると意見があった。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 英EU通商・協力協定の締結によって関税は引き続きゼロで済んだが、原産地証明書の作成や通関手続きのために追加コストが発生している。中長期的にはコスト増加に伴う対応検討の必要性が出てくる。 □ 英EU通商・協力協定では、域外（日本）からの輸入部材の拡張累積が認められないため、関税賦課を回避するため、条件（英国・EU域内の原産材料55%以上）を満たすよう、調達先を一部変更する等した。 □ 同じアイテムについては離脱後も税率は（日英EPAで）同じであり、関税面で問題は感じていない。ただし、書類作成業務は増えている。 □ 関税分類上、非課税であるため影響はない。通関手続きコストは委託先の負担が生じていると思われる。 □ 欧州で調達した物品を欧州内で納品する場合、英国が調達に参加すると三者間連鎖取引となるため、従来のようなVAT手続きの簡素化が適用されない。EU加盟国で新たに登録するか検討の必要がある。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ 新たな通関手続きによる書類作成業務等に伴う工数・コストの発生は避けられない。英国からEUへの輸出時に関税が賦課されるかは不透明であるものの、関税の発生は恐らく無いと考えている。発生したコストの製品価格への転嫁は現時点では考えていない。 □ 製品をEU域内で製造しているが、英国EU・FTAではEU以外の海外製原産材料が50%以下の場合、関税賦課が回避されるため、殆どの製品において関税ゼロで調達できることとなった。 □ 関税賦課について、欧州→英国へ輸入されて関税が発生するものでも、輸出元がコマーシャルインボイスに原産地を記載しているため関税は実質的にゼロ。英国→欧州へ輸出する物品はHSコード上の分類から関税は0%である。総じて通関手続きの時間的遅延はコストになっているが、関税賦課で困ったことは発生していない。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 医薬品（関連品および一部原料除く）に関税はかからないが、プレグジット後、通関の書類対応が煩雑となったため、外部委託のコストが増加した。

ヒアリング記録

調査結果：免許・登録の失効による生産・販売等への影響

- EUで医薬品を販売するには、欧州医薬品規制庁（EMA）の承認が必要である。ブレグジット後、英国企業がEMA承認保持者として登録を継続することができないことから、多くの製薬企業が大陸側拠点に申請登録機能を移転する対策を講じている。
- その他業界（自動車部品・機械類）では、大きな影響は確認されていない。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 免許・登録の失効による現地事業へ影響は特にない。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ 免許・登録に関し現時点で特に影響はない。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 医薬品の製造販売許認可を取得するため、EU側で求められる製造販売業者（MAH）や医薬品安全性監視責任者（QPPV）の登録を英国から大陸に移設した。 □ 欧州では、欧州医薬品庁（EMA）から承認された医薬品は、EEA加盟国全てで承認されたと見做す中央審査方式が採用されている。ブレグジット後は、EEA加盟国でない英国企業がEMA承認を保持することができないため、新薬の申請者登録を英国から大陸拠点に変更した。ただし、安全性や当局とのやり取り、製品の品質管理等の申請手続きを大陸拠点だけでは対応できず、英国と大陸との間で業務委託契約を締結し、必要なノウハウを大陸側に提供することで対応している。 □ EMAの相互認証方式においても、一部製品の被参照国が英国となっていたため、ブレグジット後、英国からEEA加盟国に移す対応を取らざるを得なかった。EMAの枠組みにおいて、英国で承認されている医薬品は、ブレグジット後1年間の経過期間中に関連データを提出すれば、承認を継続できる。 □ 医薬品の上市前に品質保証を行う工程があり、ブレグジット後、英国で保証した医薬品が大陸に受け入れられなくなったため、英国ではなくEEA加盟国の業者にQualified personの登録を移転する対策を講じた。 □ EMAがオランダに移転したため、今後は英国単独で薬事承認の審査を経る必要があり、英国当局の審査プロセスに係るリソースが足りず、英国での販売承認の取得が遅延するリスクは考えられる。一方、英国に生産拠点を持っていないことから製造に関連するライセンスについては特段の影響はない。 □ ブレグジット後、EUに拠点を持つ企業が取得できるVAT番号が失効したため、欧州外の国が取得できるVAT番号を取得し直した。最終的にはVAT免除になるので申請作業中であるが、当面はVATの支払いが生じる可能性がある。また、輸入に際する貿易者番号（EORI）もEU外の番号を取得し直した。

ヒアリング記録

調査結果：サプライチェーン変更による生産・販売等への影響

- いずれの業種とも、サプライチェーンに大きな変更は生じていないが、物流の混乱や今後の状況次第では、変更を検討する可能性を示唆する企業がみられた。
- 北アイルランドとの取引がある場合には、英-北アイルランド間、北アイルランド-アイルランド共和国間のサプライチェーンについて、議定書の内容を注視していく必要があると思われる。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 原材料・部品の現地調達を継続して進めたいと考えている。今後の状況変化によってはサプライチェーンの変更が行われることは考えられ得る。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ サプライチェーンの変更は現時点で考えていないが、物流の混乱が長期化する場合等には検討もありうる。 □ サプライチェーン供給網の変更は検討しておらず、英国拠点の重要性はブレグジット後も変わっていない。配送ドライバーの不足が想定されるため、サービスパートナーを追加で探す程度である。英国が大陸から出たことで、良くも悪くもEUの影響を受けにくくなるからこそ、英国拠点で思い切った取組みができる可能性がある。 □ 英国EU・FTAが合意されたことで、北アイルランドからアイルランド共和国に国境を越えて販売するには納税申告が必要となったため、越境販売は（従来は一般的だったが）現在はほぼストップしている。北アイルランドとのビジネスは完全にEU扱いとなっている。 □ 移行期間終了前からサプライチェーンのリスクアセスメントを実施し事前に検討していたため影響は最小限で済んだ。欧州のビジネスパートナー、特にサブベンダー（tier2, tier3）の影響はモニタリングを暫く継続する。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 大きな変更は不要との認識。ただし、一部の大陸側拠点では、アイルランドで生産した医薬品を英国の地域本社機能を通じて調達していたが、出荷判定等の問題から、英国の後に欧州の商社機能を介して調達するよう変更した。 □ 北アイルランド議定書の中身の解釈によってはサプライチェーン網の変更が生じる可能性はあると考えている。 □ 英欧FTAの中に、医薬品のGMP（Good Manufacturing Practice）基準に準拠したバッチリリーステストの相互承認について合意事項が盛り込まれておらず、通関コストやサプライチェーンの遅延に影響がでてくるのではと懸念している。

ヒアリング記録

調査結果：知的財産権や基準・認証の変更による生産・販売等への影響

- 特許については英国が欧州特許条約に加盟しており、商標についてはEU商標が英国でも有効なことから、大きな影響は生じていない。また一部企業の中には、知的財産は日本本社が保有しているため、ブレグジットの影響を受けていないところもあった。
- ただし、製薬業界を中心に、知財権の期間延長制度（SPC）に関して、販売承認日の起算を巡る懸念が表明された。
- UKCAマークや型式認証は、ブレグジット後も猶予期間が設定されているため、その期間に対応を進める企業がみられた。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 知的財産権は元々EU規格に対応していた。環境基準、安全基準はEUルールに対応している。英国の新たな規格で製品を作った場合に影響は出てくるだろうが、現在その必要はない状況。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ 製造業では型式認証の制度変更が気になるところだが、移行期間終了後も猶予期間が設けられているため、現時点で影響は特に無い。 □ CEマークはUKCAマークに変更されるが、登録には1年間の猶予があるので大陸側拠点に対応している。今後は製品に両方のラベルを貼って、大陸でも英国でも販売できるようにしていく想定である。 □ EUの商標が英国でも有効なので特に問題はない。 □ 過去に登録している特許・商標は英国に優先権をおいて他国に広げてきたので、知財面での影響はない。 □ 当社製品全て（日本製、英国製問わず）にUKCAマークとCEマークを併記している。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 現在のところ、英国が欧州特許条約に加盟を継続しているので、これまで通り欧州特許庁に出願し英国への移行手続きを行えば問題はない。しかし将来的に、欧州単一特許制度になると、EU加盟が前提となるため、英国の出願は別に対応が必要になる。商標については、英国がEUを離脱すると欧州連合商標出願に加えて英国で別途出願が必要になるため、手続きが煩雑になることを懸念している。知財部隊は日本本社に在るが、各国の代理人も含めてコミュニケーションを取っているため、面倒が生じるだけで、トラブルは想定していない。 □ 知的財産権の期間の延長制度（SPC）について現行規定では、英国またはEEA加盟国で最初に取得した販売承認日を起点とするとなっている。もしEEAより遅く英国が販売承認日を取得する場合、EEAでの取得日を起点に期間が計算されるため、英国でのSPC期間が短くなる恐れがある。 □ 知的財産権や商標は日本本社に帰属するためブレグジットによる影響はない。

ヒアリング記録

調査結果：越境データ移転への制限による生産・販売等への影響

- 英国→大陸へのデータ移転に関して、UK GDPRがEU GDPRを踏襲していることから特に問題は確認されていない。
- 大陸→英国へのデータ移転については、EU GDPRに沿って対応済みの企業が多く、また、移行期間後6か月間の猶予期間が設けられ、その間に英国の十分性認定が得られる見立てとなっているようである。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 越境データ移転への制限の影響は特に生じていない。英国と大陸拠点の社員の個人データはドイツ拠点でGDPR対応のクラウド上で管理している。EUのGDPR対応は各国で若干解釈やルールが異なってくるため、今後はセミナーでの情報収集や弁護士等と相談しながら対応を行っていく。ただ、やるべきことは一般的なセキュリティ対応やシステムのアップデートを続けていくことと考える。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ BtoB事業が主のため特に影響は無いと思われる。ある場合は従業員管理に係る個人情報の扱いで英国とEUで対応が変わる可能性はある。 □ UK GDPRはEU GDPRを踏襲しており、英国→大陸間のデータ移転は特に問題はない。 □ 欧州側にも従業員を抱えており、EUのGDPRに配慮する必要はあるが、扱う個人データは少なく、顧客情報は英国で管理している（欧州側にはコントロールさせていない）ため、不都合は生じていない。 □ 技術データの取扱いにかかる工数が増えた。今後、状況が落ち着いても増えた工数は残るだろう。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 個人情報のやり取りはEU GDPRに沿って対応済みで懸念は無い。 □ EUはブレグジット以前から、個人情報の取扱いには厳しいことから、従業員に対するトレーニング等を行って対応済みである。 □ GDPRに則り、英国及び大陸側のそれぞれにRepresentativeを置くことで対応している。 □ 英欧TCAの中で、移行期間終了後6か月間の猶予期間が設けられたので、その間に英国の十分性認定が下りる可能性が高いと聞いている。 □ 研究開発拠点では、臨床試験を外部委託しており、個人情報は委託先が暗号化された形で保持している。暗号化されたデータはGDPRの対象外になっているため、影響は特にない。

ヒアリング記録

調査結果：新型コロナウイルス感染症の流行に伴う現地進出企業の抱える課題

- 新型コロナウイルス感染症の進出日系製造業への深刻であり、特に2020年前期は圧倒的に事業環境が悪化したという声が多かった。
- 各社が実施している感染症対策については、工場でのソーシャルディスタンスの確保や事務系社員のテレワーク実施など一般的な対応が多かった。ただし、どの会社も工場の操業を止めないように対策を徹底していた。
- ロックダウン中に工場の操業を停止する必要があった会社では、その間の従業員の賃金支払を補償するため、英国政府のJob Retention制度を利用している企業が多かった。

自動車部品	<ul style="list-style-type: none"> □ 当社の場合には非常に影響が大きかった。2020年3月に最初のロックダウンが始まり、3月末から6月前半まで生産が停止した。英国政府のJob Retention制度では従業員給与の80%を1人あたり1か月最大2,500ポンドまで補償してくれるが、それでもかなり厳しかった。 □ ロックダウンの導入以降、工場の生産台数が戻らない中で従業員の雇用維持をどうするかが問題であった。何名かは解雇せざるを得なかった。 □ 当社では感染症対策には力を入れていた（入社時の検温、飛沫防止カーテン、ソーシャルディスタンスの確保等）ため、陽性者は少数であった。事務系社員はできるだけ在宅勤務をするようにしている。 □ 社内コミュニケーションは取りにくくなったが、（感染症流行とは関係なく）元々社内で英国と大陸の間でビデオ会議等の社内コミュニケーションツールを整備していたため、在宅勤務にもスムーズに移行できた。
機械類	<ul style="list-style-type: none"> □ 工場の生産を縮小していた時は英国政府の賃金支払補償制度であるJob Retention制度をフル活用していた。ただし、同制度は英国人の従業員を対象としており、日本人従業員（赴任者）には利用できなかった（現地採用の日本人には利用できる）。
製薬	<ul style="list-style-type: none"> □ 臨床試験のモニタリングで、英国での治験が難しく遅延の可能性がある場合は、リスク回避のために例えば感染者の少ない東欧諸国で登録患者数を増やす等の対応を取っている。

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社
www.murc.jp/

(様式2)

二次利用未承諾リスト

報告書の題名:令和2年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(英国のEU離脱等による現地進出日系企業への影響調査)

委託事業名:令和2年度内外一体の経済成長戦略構築にかかる国際経済調査事業(英国のEU離脱等による現地進出日系企業への影響調査)

受注事業者名:三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

頁	図表番号	タイトル
8	—	英国に進出している日本企業の構成(業種別)
8	—	英国に進出している日本企業の構成(年商別)
39	—	英国のワクチン接種スケジュール

※上記以外は、全て公的機関もしくは購入手続きを経たデータベースを基に作成。